

令和7年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和7年12月9日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 5 4番 鈴木昭司君（P65～P78）

No. 6 5番 大竹憂子君（P79～P94）

No. 7 12番 藤田節夫君（P95～P112）

追加日程第1 議案第73号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第74号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3 議案第75号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第4 議案第76号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第5 議案第77号 令和7年度西郷村一般会計補正予算（第6号）

追加日程第6 議案第78号 令和7年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

追加日程第7 議案第79号 令和7年度西郷村水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程第8 議案第80号 令和7年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程第9 議案第81号 令和7年度西郷村下水道事業会計補正予算（第2号）

・出席議員（16名）

1番 小澤佑太君 2番 須藤正樹君 3番 山崎 昇君
 4番 鈴木昭司君 5番 大竹憂子君 6番 鈴木 修君
 7番 君島栄一君 8番 鈴木武男君 9番 河西美次君
 10番 真船正康君 11番 鈴木勝久君 12番 藤田節夫君
 13番 上田秀人君 14番 大石雪雄君 15番 矢吹利夫君
 16番 真船正晃君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	入来真由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	木村三義君
税 務 課 長	須藤隆士君	住民生活課長	仁平隆太君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	田島貴志君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 長	添田真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須賢博君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第5、4番鈴木昭司君の一般質問を許します。4番鈴木昭司君。

◇4番 鈴木昭司君

1. 西郷村の農業行政について
2. 熊の対策について

○4番（鈴木昭司君） おはようございます。4番鈴木昭司です。

通告に従いまして一般質問のほうをしていきます。

昨日、群馬県の山火事、また夜に起きた地震と災害のようなものが続いていまして、非常に不安なことを抱えることが多くなってきている時代になってきたなというふうに思います。今回の一般質問の中にも災害に関するような、備えに関するようなことが関連してありますので、それについて一般質問を進めていきたいなというふうに思います。

まず最初に、西郷村の農業行政についてということで、米の備蓄についてということです。

物価高騰による肥料、資材費、また作業費等の値上げ、そして令和の米騒動ということで、農業従事者だけではなくて、消費者にまで大きな負担と不安を抱えている状況が続いているという、そういう状況であります。このままの不安定な状態が続くと、近い将来、学校給食、また子どもたちの生活スタイルなんかにも大きな問題が生じてくるのかなというふうに懸念される部分がございます。

令和5年産米から、西郷村では子育て応援の支援も行っております。西郷村は学校給食費も無料になり、子育て世帯の村民にすれば大変ありがたい政策だし、この事業に対するアンケート結果、これ私拝見しましたけれども、子どもが食べ盛りなので非常に助かっている、また、お米の価格が高騰している中なので大変助かっていますというふうな意見の声がほとんどでございました。

こういった政策、今後も継続していかなければならない最重要政策の一つなんじゃないかなというふうに感じております。しかしながら、私たちのような農業関係者にとっては、大変ショッキングなニュースもございました。

11月29日、福島民報新聞、福島民友新聞、また日本農業新聞、各社ともに1面に載っていたのは農林業センサスの調査ですけれども、5年前の調査よりも全国的には25%もの農家が減ってしまったという内容です。

県内におきましては、5年前の前回調査より27.8%、1万4,339人の人たちが農業から離農したというふうなデータが載っておりました。今後も、現在70代以上の現役で頑張っておられる農業をやっている人たちが離農する、離農が加速するというふうに思われます。

この先、安定的に子どもたちの食料を確保するには、備蓄が必要なのかなというふうに感じております。村でできること、それをいち早く取り組んでいかなければ手遅れになってくるのかなというふうに感じております。

そこで、村独自の米の備蓄に関する必要性ということで、まず、子どもたちの学校給食を安定的に提供するには備蓄政策、そういった政策が必要だというふうに感じております。そこを伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 4番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

米の備蓄に関する必要性にお答えいたします。

村内の小中学校の米飯につきましては、公益財団法人福島県学校給食会と精米・炊飯・配送を含んだ契約により、各学校に米飯を提供しております。

西郷村の学校給食では、1日125キロ、年間約25トンの精米を使用しておりますが、福島県学校給食会で事前に確保しているため、安定的な供給が可能となっております。

また、高性度の金属検出機などを使用し、徹底した異物混入対策を実施しているほか、温度が一定に保たれた倉庫でお米を保管しておりますので、安全に米飯を提供することができております。

なお、村内の学校に提供している米飯は全て西郷村産のお米を使用しております。お米の流通につきましては、西郷村内の生産者が生産した玄米をJAが買い取り、福島県学校給食会の指示でJAの関連業者が玄米を精米加工し、1週間に一度必要量を炊飯業者に配送し、炊飯業者が炊飯を行い、村内の各小中学校、幼稚園に配送しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君の再質問を許します。4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 1日125キロ、年間25トンということで、学校給食会のほうを通じて出しているというふうなことなんですけれども、なかなか備蓄をしていくには、大きい倉庫であったりとか、様々な課題等があるんですけれども、学校給食会というのは、やはり外せない感じなんではないでしょうか。そこをやはりお米というのは、移動すればするほど値段が上がってってしまうんですね。我々のところからJAの倉庫に行くだけでも値段が上がりますし、そこで検査をして、保管をして、またそこから別の場所に移すとなると、その時点でもまた値段が上がっていく。そういうふうな

ことになるのであれば、村で独自に村内の農業者からお米を買い取って、自分たちで保管をして、自分たちのところから給食センターに持っていくというふうな方法を取ることはできないのでしょうか、伺っていきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

学校給食会以外からのお米を調達する場合の懸念点、こちらをお示ししたいと思います。

学校給食会以外からのお米を調達する場合の懸念でございますが、まず1点目は、安定供給への不安でございます。村の学校給食では、先ほどご説明しましたが、1日125キロ、年間約25トンの精米を使用しております。令和6年8月から10月にかけて、全国的に米不足が深刻な状況となりましたが、学校給食会以外からのお米を調達することになった場合、給食で米飯を提供できなくなるおそれがございます。また、玄米の精米加工や精米の運搬などを誰がどのような方法で行うかを検討する必要があると思われま。

2点目は、玄米等の保管場所でございます。お米を保管するために、温度が一定に保たれた倉庫が必要で、多額の費用や設置場所の選定が必要になります。

3点目は、異物混入等への不安でございます。学校給食会では高精度の金属検出機などを使用し、徹底した異物混入対策を実施しております。仮に生産者個人からお米を調達した場合、異物混入対策が不十分で安全安心な学校給食を提供できるか不安がございます。また、学校給食会では食品営業賠償共済に加入しており、重大な食品事故が発生した場合でも学校給食会が責任を持って対応する体制が整っております。生産者個人が異物混入に対する責任を負えるのかも懸念がございます。

4点目は、設備に関連する問題でございます。西郷村学校給食センターでは、炊飯設備がないため、学校給食会を通して白河市の炊飯業者に炊飯を委託し、出来上がった米飯を各小中学校へ配送をしております。炊飯業務以外にパンの製造業務も併せて行っております。

炊飯設備やお米の貯蔵設備を設置するスペースや設置する費用、さらに給食を提供する時間が決まっておりますので、調理・配送計画の変更により、調理人の増員に伴う調理・配送業務委託の費用、給食配送のコンテナや配送車の改造の費用、パンや麺の製造など、様々な懸念がございます。

以上のことより、学校給食会以外からのお米を調達する場合の懸念が多くございます。西郷村の未来を担う子どもたちに安全で安心な学校給食を提供するため、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 今のお話ですとなかなか今のシステムを変えることが難しい雰囲気を感じますよね。でも、西郷村はもう新しく立派な給食センターも造りましたよね。あの大きさとそのスペースが取れないというのはちょっと疑問かなとも思うんですけ

れども、パンに関しても、最近西郷村に老舗のパン屋さんもできております。製麺に関しても、村に製麺をするところ、ございます。そういった部分とかと今後ですけれども、交渉を重ねていって、何とか村の食材で、村の業者さんを使って、給食センターと合同で学校給食のほうを取り組むような形が取れるように、村のほうでは動くというような考えはないんでしょうか。教育長、そこら辺、ちょっと。どういうお考えなのかよろしくお願いたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

冒頭、米の子どもたちの、令和5年からやっております、大変好評だというお話、本当にありがとうございますとっております。今年で3年目ということで、米が上がっているからこそ喜ばれるということで、これはずっと続けていきたいとっております。今ほど災害対応、備蓄の問題、それも本当に議員の心配、そのとおりであります。

私、今年になりまして、地元産の米が喜ばれているということで、学校教育課にもできればそのように、議員のおただしのようにしたいということで、調査するようにしました。そして、そういった理由がある、何とかなんないかということで、さらに調査して今回の課長が答弁したとおりでありますけれども、できれば私もそのように考えておりますし、いろいろ予算面とかシステムの面があるものですから、何かできる方法について検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） これ本当に、お米は今すごく不安定な状況にあります。なので、前向きな検討をしていただいて、子どもたちに村の安心安全なお米、供給できるようにどうか力を尽くしてもらいたいなというふうに思います。

それでは、次の質問のほうにいきます。

西郷村転作奨励助成についてということで、令和6年産米、7年産米と米の価格が上昇しておりました。米価の価格上昇の流れに乗って新市場開拓用米、また加工用米、飼料用米なども全国的に生産数が激減しているのかなというふうに思われます。これは、全て価格が上がってきたために、主食用米、そちらのほうに生産をシフトしたという形だと思います。数年前までは、村内の水稲農家でも新市場開拓用米や、飼料用米なんかを生産していた農家はたくさんいたんじゃないかなというふうに記憶しております。

令和7年産米は、新市場開拓用米や加工用米、飼料用米に関しては、私自身も飼料用米やWC S用稲のほうを生産していましたが、米の価格上昇とともに一部を除いて段階的に主食用米に生産を切り替えていき、作付面積を維持しているというふうな状況でございます。

毎年ごとに村の転作奨励助成のほうの資料を頂くんですけれども、村単独の助成額は作付の実態を確認して、年度ごとの実情を踏まえて予算や助成額を決定をしていたきたいなというふうに思っております。

特に飼料用トウモロコシやWC S用稲は、村内だけでなく近隣の町村でも需要が多

く、飼料用から主食用に切り替えて生産量が激減した、そういう状況下で畜産農家の負担が増え続け、耕畜連携事業にも影響が出てしまう可能性がございます。もう既にそういった影響、どこかでは出ているのかなというふうに思います。現に私の友人も畜産農家で、稲わらを譲ってほしいということで、昨年から稲わらの収集作業を行って、飼料の一部として使用し、大変助かっているというふうなお話もございます。

今年度計上した予算を有効に活用できていない。そこが非常に残念なのかなというふうに思います。需要の多い飼料用トウモロコシ、またWCS用稲のほうに予算を振り分けることができれば、次年度も作付面積を維持できる、もしかしたら助成額によっては、作付面積が増えて畜産農家に対しての需要と供給のバランスが改善される可能性があるのかなというふうに感じておるところでございます。

そこで、予算の見直しについて、村の考えを伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

予算の見直しについてということですが、主食用米につきましては需要に見合った生産を行い、米価を安定させていく観点の下、水田での転作を支援するため、村単独助成である水田利活用推進事業を実施しているところでございます。

ソバや野菜園芸作物、輸出用米、加工用米、飼料用米等への助成をはじめ、今年度は国・県の交付金に加え、村交付金といたしまして、WCS用稲、飼料用トウモロコシにそれぞれ10アール当たり、4,000円を手当したところでございます。

昨年からの米価上昇により、今年は主食用米への米の生産へシフトする生産者も出てきておりまして、WCS用稲につきましては、令和7年産115.3ヘクタールで、昨年から9.5ヘクタール、約7.6%減少しており、飼料用トウモロコシにつきましては、令和7年産、84.8ヘクタールで、昨年から7.3ヘクタール、約7.9%ほど減少している状況でございます。

村内の畜産農家への安定した飼料供給量を確保するとともに、地域資源循環型の当村耕畜連携の取組は絶対になくすことはできない、重要であり、また近隣といいますか、ほかの自治体ではなかなか見ることができない貴重な取組であると認識をしております。

そのため、議員おただしのように、予算の範囲内で助成単価の見直しや生産体制としてのコントラクター組織の確保・育成・支援にも力を入れ、村では引き続き、飼料用トウモロコシやWCS用稲などの畜産農家、混種農家の転作作物として推進し、畜産農家への販売と地域資源循環の取組を支援推進してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） この転作の助成金の資料なんですけれども、これ見ますと、今年多分新市場開拓用米とか、あと加工用米、飼料用米、1万5,000円とか5,000円というふうに振り分けられているんですが、これって今年って使われていますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申しました新市場開拓米等につきましては、今年度は使われておりません。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） やっぱり、この予算の見直しというのをなかなか年度でこう変えていくの難しいとは思うんですけれども、ある程度分かった時点で、やはり皆さんの作付状況って大体5月か6月には把握できると思うんですね。その時点で、やはり見直しというのをかけていく必要があると思うんです。やっぱり、生産面積とかに対して予算の助成額の振り分けが多くなれば、生産意欲というのは農家の人にとってかなり出てくるのではないかなというふうに思います。

飼料稲、WCS用稲ですとかトウモロコシなんかというのは、やはり村の畜産農家さん、また近隣の畜産農家さんなんかかなり需要があるというふうに思っております。私自身もちょっと、そういう仕事をさせてもらっているんで、需要はあるのかなというふうに思っております。

これ、予算の振り分け方を間違ってしまうと、どんどん作る人いなくなっていっちゃうと思うんです。先ほども農林業センサスの話で離農する方も相当増えてきているので、こういった予算のつけ方の見直し、そこはきちんとやっていただきたいなというふうに思います。

また、大豆と小麦に関して、助成のほうが令和7年度のほうは村の助成がなかったんですけれども、その点についてはなぜないのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大豆や小麦に村単独の助成ということで予算がないのはどうしてかというご質問でございますけれども、経営所得安定対策等転作に係る助成金につきましては、水田活用直接支払交付金、国の交付金を基本といたしまして、産地交付金、これは国と県と村になりますが及び村の単独水田利活用推進事業を併せた助成金額として、大豆につきましては10アール当たり47,000円、小麦につきましては10アール当たり45,000円の助成額となっております。

また、大豆、小麦につきましては、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策と言われるものでございますが、こちらで数量払いといたしまして、小麦60グラム当たり、課税事業者で5,930円、免税事業者で6,340円。大豆につきましては、60キロ当たり、課税事業者でおよそ9,430円、免税事業者で9,840円の助成があるところでございます。

また、昨年度から大豆、小麦に対してでございますが、県の事業におきまして、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業におきまして、品質向上を図る取組に最大10アール当たり1万円、作付転換拡大で最大10アール当たり5,000円が措置されるものとなっております。

それら以上のことを総合的に鑑みまして、限られた予算の中において村単独の助成の内容を決定しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） そのこの部分に関しては理解いたしました。でも、大豆とか小麦というのも、穀物の中で非常にこれも先ほどの話に戻してしまいますと、村での需要もありますし、給食なんかにも使える食材の一つなのかなというふうに思います。また、保存も長期保存可能なものですから、こういったものも備蓄なんかに適しているのかなというふうに思います。

やっぱり村の大豆、村の小麦などを使って給食が提供できれば、お米に次いでそちらのほうも西郷村産のものを使っているよというふうになれば、安心安全な給食が提供できるのかなというふうに思いましたので、こういった部分に関しましても、やはり助成金がつくつかないかで、農家の皆さんって生産意欲が変わってくるんですよ。そういった部分も調査しながら、もし年度が変わるときにでも調査して、やっぱりそういった需要が多くなってくれば、予算のつけ方ももうちょっと工夫したほうがいいのかというふうに思いましたので、どうかまずは調査をしてもらって、予算の見直しというのを的確にやっていただければなというふうに要望をいたします。

それでは、次の3つ目の質問に移ります。

農業用水路についてということで、西郷村内の水田に活用されている農業用水路についてですが、以前も一般質問の中で取り上げたことがございましたけれども、農業用水路の修繕や改善が必要な圃場エリアですが、ほとんどの水田で基盤整備事業が行われてから30年以上経過しているというふうに思われます。30年以上経過している間には、東日本大震災とかもあって、修繕を行っているというところも、そういう水路もあったというふうに思いますけれども、11月28日、政府は農林水産関係で9,602億円を25年補正予算案として閣議決定をされております。

主な事業内容の中に、食料安全保障強化重点対策として農業農村整備に574億円、米の安定生産に向けた環境整備に2億円、防災・減災、国土強靱化として農業水利施設、ため池などの防災対策に1,378億円などを計上しております。

このように多くの補正予算を計上する背景には、日本の食料安全保障が大いに関係するからだというふうに思っております。たかが水路というふうに思う人たちもいるかもしれないんですけども、この中山間地域で作物を安定的に生産するには、非常に重要な役割を持っているのが水路だというふうに思っております。

水田圃場や農業用水路は、台風や大雨などの災害時のダムの役割、水量を調節する役割などを担っておりますけれども、村内の農業用水路はサイズが小さい水路が非常に多いのかなというふうに感じております。昨今の防災・減災に対応するには、不安な水路がほとんどであり、計画的な水路の入替え工事も行っていないのかなというふうに感じております。

気候変動による夏場の気温上昇時には、水稻農家は水路の水の取り合いを余儀なくされております。食料の安全保障や防災・減災に係る環境整備を計画的に行っていくことで、初めて次の世代へ農業の事業継承もできる。また、新規就農者に対しての支援や担い手不足の解消にもつながるんじゃないかなというふうに思っております。今

ならまだ間に合うかなというふうに思います。

そこで、農業用水路の修繕・改善について、伺っていきます。村として農業用水路の環境整備をどのように位置づけているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農業用水路の修繕・改善についてでございますけれども、村では行政区長や水利組合等からの要望に基づき、農業施設の修繕や改修工事を行っており、要望書が提出された箇所につきましては、現地を確認した後、課内において危険回避の緊急性の有無や費用対効果、修繕・改修方法等の施工性を総合的に勘案しながら、優先順位を決定し、順次対応をしているところでございます。

農業用水路等の大規模な改修や基盤整備事業となりますと、特に工事の事業規模が大きいことから、村の単独費のみでの対応は困難ということで、国や県、土地改良事業団など、各関係機関等の補助事業を活用することで事業を行っておるところでございます。

現在につきましては、国・県の補助を活用し、黒森、黒川地区の水利施設保全高度化計画に取り込んでいるところでございます。村といたしまして、まだ整備が進んでいない土側溝箇所をはじめ、大規模な改修を要する農業用水路につきましては、県の補助を活用しながら、順次整備・改修に取り組んでいるところであり、現在、防災・減災事業といたしまして、黒森ダムから小田倉地区に続く水路の一部区間で法面が崩壊し、災害につながるおそれがあることから、こちらも国・県の補助を活用しながら改修事業に取り組んでおります。

その他、農村地域防災・減災事業におきましては、村で計画した明治堀の改修事業が採択されたことにより、現在、県営事業として今年度より明治堀の改修事業が進められているところでございます。

今後におきましても、防災、災害の防止対策に取り組むほか、施設の機能改善など、今後も行政区や水利組合、農業従事者の方々の声を聞きながら、農業用水路施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 私も昨日、明治堀のほうの説明会のほうを出てきましたけれども、あそこに関しては排水路ですので、私の言いたいのは用水路のほうなんです。水を使うほうの水路のほうなんですけれども、やはりもう30年以上前に造られた基盤整備でやられているところは、当時と事情も変わってきていて、やはり水路のサイズが小さいというふうに思うのが、私たち農業者にとっては非常に懸念されるところで、本当に夏場の暑いとき、水の取り合いになります。

こういった状況を改善しないで、次の若い人たちに農業を任せていけるのかな、村でちゃんと責任持って、担い手不足の解消とかがあってやっていけるのかなと思うんですよ。この間、新聞にも載っていましたがけれども、県内の農業従事者、60代の方が個人経営の形態の人ですけれども、60代の方が9,157名で、50代、40代

50代を合わせても、4,500名程度なんです。だからこの60代の人たちがもう少し経ってすっぱり抜けて離農してしまうと、農業やる人いなくなっちゃうんですよ。事業継承していくにも、やっぱり環境が整備されていないと、次の世代に渡していけないんですよ。この数字見ると、10代に至っては12人ですよ。12名しかないのが現状なんです。

この中で担い手不足とかと国も言っていますけれども、本当に今やらないと、この整備を今から進めていかないと後継ぎがいる人だって農業任せられなくなっちゃうんですよ。そうすると、村内のお米なんて学校給食で使おうなんていうのは、夢みたいな話になっちゃうと思うんですよ。そういった部分をもう今から動いていかないと、これ間に合わなくなっていくなというふうに、私自身はすごく懸念するところでございます。村長、これどういうふうに考えているのか、ちょっと意見を聞かせてください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員の懸念すること、私も認識しております。そのことは常に頭に入っております。農業は私たちの暮らしと地域を守る基幹産業と私は位置づけておりますし、そのことによって食の安全につながるし、その振興と安定は大変重要なものと認識しております。

先ほど課長が答弁しましたように、未来の農業担い手を含む安定的に支える基盤はやはり水路の整備とっております。安全で安定した用水こそ強くしなやかな西郷村の農業力につながると思っております。

農業用水路は米作りや畑作だけでなく、議員おっしゃったように地域の治水、生活環境、安全にも直結する地域インフラ整備とつながってきておりますので、しっかり対応していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 村長のほうから、しっかり対応していきたいという言葉が聞けましたので、時間はかかると思うんですけども、いち早く動いていただいて、環境整備のほうを整えて、少しでも前進していただければなというふうに思います。

次の質問に移ります。

次は熊の対策についてということで、通学路の安全対策についてですけれども、今年是全国的に熊の出没件数が例年よりも多く、熊による人への被害も非常に多く、連日熊による報道もございました。不安な日々が続いているのかなというふうに思っております。

熊の活動時間帯を調べてみますと、薄暗くなった夕方や早朝にかけての活動が非常に多く、被害に遭った時間帯の多くが夕方や早朝のようでありました。村内の多くの中学生は部活動で朝練や放課後の部活動での通学や帰宅の時間帯が熊の活動時間帯と非常に近く、特に注意が必要な時間帯になるのかなというふうに感じております。

環境省のほうも11月28日の閣議決定の中で、25年度補正予算案で、熊対策に

過去最大規模となる34億円を投じて熊対策を強化するというふうにしております。そのような中で非常に対策が必要なのは、学校通学路なのかなというふうに思っております。@InfoCanalやLINEでの目撃情報を確認できても、どこで被害に遭うかは分かりません。学校通学路の安全対策のため、専門家の意見を取り入れながら、安心して通学できる環境を整備することが急務だというふうに思いますけれども、村としてはどのような対策を講じていくのか、確認をしていきたいというふうに思います。

まず、昨日9番議員に対する答弁で、通学路に対する対策というのはある程度は理解しました。私からは少し違った観点で質問をさせていただきますけれども、テレビ等でも報道されていましたが、例えば学校の近くの建物、また敷地なんかには熊が居座ってしまった場合のときの関係機関への連絡網または保護者等への連絡網、そういういったことがきちんと整備されているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 4番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

昨日、河西議員の一般質問において、通学路の熊対策について、保護者への情報共有や送迎依頼、教職員による巡視・引率など、保護者や関係機関の皆様のご協力を得ながら熊対応を行っていくとお答えしたところでございます。

具体的に熊が居座った場合についてお答えいたします。

まず、緊急連絡網は教育委員会・学校・村関係課・関係機関について、熊出没の連絡体制や危機管理マニュアルにおいて、学校から保護者への連絡体制も併せて整備しております。緊急メールなどを用いて連絡をしているところでございます。例えば、熊が出没した場合、警察・消防・教育委員会などの関係機関への連絡や、応援要請、教職員間での情報共有を行い、負傷者への応急手当や安全な場所への誘導など、児童生徒の安全確保を優先いたします。

次に、緊急メールで保護者への通知、近隣の学校へも情報を共有いたします。その後、熊が捕獲・駆除されない場合は、登下校時であれば安全確保を優先して、保護者の送迎依頼や引渡し、また教職員等による緊急パトロールの実施など、保護者や関係機関のご協力を得ながら通学路の安全確保を図っていきます。通学路の安全確保が図られていないと判断されれば、始業前であれば休校や時間を遅くするなどの対応を行います。

これらの対応のほかにも、事後対応としましては、児童生徒の心のケアを行います。児童生徒の健康状態の把握に努め、スクールカウンセラーなどの専門家と連携し、精神的にショックを受けた児童生徒の心のケアを大切にしていきたいと思います。

また、校地内に熊が出没した場合、熊を招いた誘因物の点検、ごみの管理や果実の除去、除草作業を行い、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） そうですね、私も熊に遭遇したことがないので、実際のところ、

対応って本当に難しいかと思えます。今年に限っては、テレビで秋田県などですごい数の熊が出ているということで、かなり夏場から秋にかけて話題になっているのかなというふうに思えます。実際やっぱり、熊なんかに遭遇したならば、すごく怖い思いををすると思うんです。そういったときに、今答弁いただきましたけれども、やっぱり子どもたちの心のケアというんですか、そういったものもしっかりと専門家なんかと話し合っ、今のうちそういう対策も本当に取っておく必要があると思うんです。その辺は、被害に遭ってからではなくて、そういうのが起こる前に、そういった危機管理というのをきちんと村の中で把握して、子どもたちの学校通学路とかの熊対策というのも総合的にやっていってもらいたいなと要望して、次の質問のほうに移りたいと思います。

西郷村有害狩猟鳥獣捕獲隊運営事業についてですけれども、西郷村は豊かな自然に囲まれたエリアがたくさんあって、登山道や遊歩道、それに那須甲子青少年自然の家やこども運動広場、また、2つのゴルフ場と屋外での活動エリアが多く存在し、県内外から足を運んでくれる方々がたくさんおられます。

今年は今のところ、熊やイノシシなどによる重大な人的被害が幸いなことにございませぬ。様々な方が観光やレジャーで足を運んでくれております。しかしながら、一度でも重大な人的被害事例が起きてしまうと、観光施設やレジャー施設、それに関わる様々な業種に多大なる損害とダメージを与えて、それを回復させるまでには相当な時間と労力、そして資金も必要になり、負のスパイラルに陥ってしまいます。

有害鳥獣の捕獲や出没防止対策などにも熊対策の予算を活用できるようです。村内でも有害鳥獣捕獲隊の活動支援を行うということで、今回の定例会の補正予算に237万円が計上されておりました。この金額は、捕獲隊に対する活動支援というのではなくて、私の観点だと活動報酬なのかなというふうに思えます。真の活動支援ということであれば、捕獲隊に入隊できるハンター育成や技術向上を目的とした射撃の訓練などを後押しすることが、捕獲隊に対する活動支援だというふうに思えます。

ハンター育成には時間もお金もかかりますが、今後の活動支援の在り方について、村の考え方を伺っていきます。

まず、熊についての対策について伺っていききたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

熊の対策についてということでございますけれども、今年には日本の各地で熊の出没が問題となり、各自治体では緊急銃猟制度への対応が求められているところでございます。緊急銃猟制度につきましては、鳥獣保護法の改正により、今まで警察の許可により銃の発砲が許可されていたものが、今年の9月1日以降につきましては、この改正により市町村長の判断で銃の発砲が許可できるようになったところでございます。

村におきましては、この制度が施行されたことに伴い、対応マニュアルを作成いたしまして、職員の参集システムの構築を行い、複数の課の職員にも協力を割り当て、実際の出勤を想定した参集訓練を11月に実施したところでございます。

また、熊対策の交付金を活用いたしまして、防護盾やヘルメット、実弾などの備品の準備を行いまして、実際に熊の捕獲を行う捕獲者につきましては、村の捕獲隊員から志願者9名を選出し、従事される隊員の方への日当や保険、射撃訓練などの予算を確保し、体制を整えたところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 現在のこの活動支援というんですかね、その活動支援の内容について伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

有害鳥獣捕獲隊に対する活動支援の現状についてでございますが、村におきましては有害鳥獣捕獲隊の活動支援といたしまして、まず、隊員への報酬として年額1人当たり1万2,000円の支給のほか、捕獲隊への運営補助といたしまして、年100万円を上限に補助金を交付しております。

捕獲隊においては、先ほどの村の補助金と、また県のほうの補助金が今年度は86万円程度なんですけど、その補助金を活用し、役員報酬や隊員の活動費等に充てており、射撃練習費としては1人当たり2万円を上限に隊員に助成するなど、隊員の運営と活動助成に補助金が活用されております。

また、有害鳥獣を捕獲した際に、村から捕獲隊に交付する報奨金につきましては、鹿やイノシシ、熊等の大型獣類及びサルにつきましては、1頭当たり2万3,500円、ハクビシンやカラス、サギなどの小型獣類につきましては、1頭当たり2,000円を交付しているところでございます。この報奨金の金額につきましては、県の指定管理鳥獣保護に併せて定めており、県内市町村と比較しても、比較的高い金額に設定をしております。

その他、有害鳥獣に係る銃猟の弾代につきましては、村のほうで全額を負担し、捕獲した鳥獣の焼却処分費につきましては、西白河地方クリーンセンターにおいて全額免除の対応をしているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 活動支援の内容、今様々な年額のお話聞きましたけれども、やはりこれハンターの方々も熊の対応なんかになると、もう命がけで多分対応をしていくんだと思うんです。やはり、そこに見合った活動支援というのを、西郷村は多いほうだという話出ましたけれども、それも本当に多いかどうかというのは私もハンターをやったことないので、何とも言えないんですけれども、そこら辺はやっぱり捕獲隊の人たちと協議しながら色々と改善をしていったほうがいいのかないかなというふうに感じました。

今後、ハンターの育成はどのように行っていくのか、村としてどのような育成の方法を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ハンターの育成、担い手確保の支援についてでございますが、現在、村におきましては来年度に向けた計画といたしまして、日頃から捕獲隊として活動をされている隊員の方々に対しまして、銃猟の所持・許可及び狩猟免許の更新に係る費用の一部の助成を検討しているところでございます。

今後、県内におきましては、少子高齢化に伴う猟友会員の減少、鹿、イノシシ等有害鳥獣の増加が懸念されており、村におきましても若手ハンターの確保が今後課題となることが予想されております。若手ハンターの確保から捕獲隊員へとつなげるべく、村では新たに狩猟を始めたいという相談を受け、そのような際には担当者が詳しく説明し、対応をしているところでございます。

今年度におきまして、現在まで新たに狩猟を始めたいという相談でございますが、3件ほど寄せられておまして、そのうち1名は既に村の猟友会に加入し、来年4月から捕獲隊員として活動することが決定をしております。

そのほかにも、昨今の熊事情を受けて、数名の若者から相談を受けているところでもございます。村といたしまして、若手ハンターの新規獲得に向けた活動により一層取り組むとともに、捕獲隊の運営及び活動について、継続的に支援し、農業被害の抑止並びに村民が安全安心に生活できるよう、今後も村の鳥獣被害対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 最後にもなりますけれども、やっぱり冒頭話したように、本村には自然に囲まれたところで体を動かすような青少年自然の家であったり、また、子ども運動広場、またゴルフ場も2つございます。遊歩道なんかもあるし、登山道もあるということで、これやっぱり自然の動物たちと遭遇してしまう環境というのが西郷村には結構あるんですよ。

大体なんですけれども、行政なり自治体とかというのは、人的被害が起きたりとか、そういう何か重大な死亡事故が起きたりとか、そういうのが事例がないとなかなか本腰を入れていかない、本腰を入れて対策を取らないというのが一般の人たちもすごくそういうところを見ていると思うんですよ。

今年に関しては、やっぱり全国的に熊の目撃情報だったり、被害というのも相当ありますので、これ来年以降も結構続いていくんじゃないかなというふうに思われます。そういった部分で、やっぱり本腰を入れた対策というのをしていく必要があるんじゃないかな、そういう大きい事故が起きる前に、そこの部分に関して、村長に伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

重大な事例がないと本腰を入れないというお話ですけれども、そういったことではありません。9月1日から緊急銃猟対策ということで、訓練もしましたし、そういうことで今後ともやっていきたいと思っております。

お話がありましたように、全国的な熊の被害については、村として住民の安全安心

を脅かす事例、そして農作物にも被害があります。その増加を受け、有害鳥獣対策、これは村の重要施策の一つと考えております。

捕獲隊、猟友会、地域の皆様と連携を強化し、計画的かつ安全に配慮した捕獲を進めるとともに、電気柵の設置、里山管理・環境整備をしながら、問題は人と野生動物の適切な距離を目指す、そういった取組をしてまいりたいと思います。

地域住民の安全確保、農作物等への被害防止の必要な措置、捕獲、注意喚起、防護柵等を実施するとともに、ハンターの命がけということも頭に入れながら、ハンターの確保にも努めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 村長から前向きな言葉もありましたので、これで終わりますけれども、本当に選ばれる村になってほしいと思いますし、安心して西郷村に皆さん遊びに来てもらいたいと思いますので、どうかこういった対策、本腰を入れて取り組んでいただければと強く要望して今回の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

これより、午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、通告第6、5番大竹憂子君の一般質問を許します。5番大竹憂子君。

◇5番 大竹憂子君

1. 行政で使用しているシステムについて
2. 防災について
3. 太陽光発電所について

○5番（大竹憂子君） 5番、通告に従いまして、一般質問をしたいと思います。

まず、最初の行政で使用しているシステムについてとしたんですが、これ、業務システムのことで、よろしくお願ひいたします。

当初予算のたびに、私いつも思っていたんですけども、役場内でどれだけの業務システムを使用しているのだろうかという疑問に思っていました。正直、私自身がそういったことに詳しいわけではないので、役場はそのくらい使わないと業務がはかどらないのかなというふうには思っていたんですが、これ一般企業だったらと考えたときにかなり多いのではないかと思うようになったので、今回質問させていただきます。

まず、庁舎全体の中で使用している、また導入している業務システムの総数と、また今年度の予算額について伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 5番大竹議員のご質問にお答えいたします。

役場庁内で使用している業務システムは全体で73件の業務システムを導入しており、令和7年度執行予定額は1億4,978万530円となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ただいまの73件の業務システムで令和7年度の年間の総額が約1億5,000万円ということで、この数字を皆さんは多いと感じたのか、また少ないと感じたのか分かりませんが、私は正直多いと感じております。職員の皆さんのために必要なものだから導入しているんでしょうが、私は正直多いのではないかと感じております。

では、この業務システムの中で国やまたは県のほうから指定されている業務システムというのがあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

国や県が指定しておりますシステムは7件ございまして、災害援護貸付金管理システム、福島森林クラウドシステム、標準積算システム福島県版リーザ、福島県土木積算システムエスティマ、福島県建築積算システムリビック、住民基本台帳ネットワークシステム、介護保険事業所台帳システムライトでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ただいま7件あるということですが、少なくともその7件に関しては、国または県から補助が出ているのかなと思うんですが、全体的に、総合的にこの業務システムの導入時とかの費用、年間のもありますけれども、それ以外に多分契

約金とかも発生しているシステムもあると思うんです。ですから、導入時だったりとか、またはランニングコストの時点で、国や県からの補助というのがあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

庁内で使用している各種システムに係る補助金等の有無でございますが、まずシステム導入時においては、一部のシステムについて補助金の活用があったものの、庁内で運用している全てのシステムが補助対象であったわけではございません。

次に、導入後のランニングコストにつきましては補助を受けておらず、各経費は単独で負担しております。ただし、例外といたしまして、一部のシステムについて除染対策交付金により補助を受けているものがございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ただいま業務システムについていろいろ伺ったんですけども、以前ちょっと資料請求して、庁内で使っている業務システムのことをちょっと調べさせていただいたんですけども、似たような種類のシステムがあったりとか、ちょっとそういう印象もあったので、今回そのように確認してみたんですが、またこれ後で最後のほうにお伺いしたいと思います。次に、@ I n f o C a n a lでの住民安否確認ということでお伺いしたいんですが、まずはじめに、現在の@ I n f o C a n a l登録数を伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 5番大竹憂子議員の一般質問にお答えいたします。

@ I n f o C a n a lの登録者数でございますが、アプリが7,151件、戸別受信機が986件、メールが1,035件、電話・FAXが32件、合計で9,204件となっております。これは令和7年11月末現在の登録者数でございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ただいまメール、電話、FAXでの登録ということでしたが、私このメール、電話、FAXというのは別なのかと思っていたんですけども、これも@ I n f o C a n a lのシステムで行っているということですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

@ I n f o C a n a lへの登録はメール、電話、FAXでも受信できます。メールの登録は、登録用アドレスがございますので、そこから登録ができます。電話とFAXにつきましては、防災課に登録依頼をいただければ登録できます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 登録数も随分増えてきたなという印象はあります。ですが、まだアプリでの登録というのが少ないかなという印象もありますのと、実は@ I n f o C a n a lの導入時に安否確認ができるという、そういうシステムだと私は当初の説明

で伺っていたので、ゆくゆく住民の安否確認ができるのであればよいのではないかと思います、そのときは賛成いたしました。なので、そこについて、現在でもまだ安否確認というもののシステムを利用しているように見えなかったもので、いつから安否確認のシステムとして利用するのか、もしくは実施しないのか、それとも何かできない理由があるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

住民安否確認の機能でございますけれども、イメージしているのは職員と議員が現在使用している安否確認システムだと思われそうですが、@ I n f o C a n a lのそういった安否確認システムにつきましては専用タブレットが必要となります。専用タブレットを導入するにはコストがかかりますので、現在のところ購入する予定はございません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 実はそのとき私防災課のほうに伺って、どうせ安否確認をするのであれば、受信機ではなくてタブレットを購入したらどうかということを行ったんですよ。ところが、お年寄りのご年配の方なんかだとタブレットの使い方ができないから、そこから教えなきゃいけないから大変なんですというような、そんな説明を受けた記憶がありまして、でも、受信機よりもタブレットのほうが値段的にコスト的には低いので、そのときに私、そのように防災課のほうへ行って伝えたいんです。なのに、今頃になって専用のタブレット購入しないとか、その意味がちょっと私的には何か納得いかないなというのがありまして、タブレットを購入しない。

また、現在の受信機でも安否確認のそのあれはできるという話も聞いておりましたので、この@ I n f o C a n a lのシステムでそれをなぜ実行しないのかなと思えます。@ I n f o C a n a lで実行しないのであれば、今現在もこれからも住民の安否確認についてどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

住民の安否確認につきましては、災害用伝言ダイヤル171、そちらでも安否確認ができます。また、そちらの利用や民生委員、行政区長、消防団、自主防災組織の地域の住民の方々の力を借りながら、安否確認に努めていきたいと現在のところ、考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） そこですよ。民生委員とか行政区長とか、住民の皆さんの力を借りながら、それが大変だと思ったので、この@ I n f o C a n a lで安否確認ができるのであれば、いち早く村民の安否確認ができるだろうと、それを私は期待しておりました。

高齢者の方なんかは戸別受信機などを利用している方が多いかとは思いますが

ども、先ほどもちょっとちらっと言ってしまったんですけども、その受信機での安否確認というのは考えているのか、またその辺どのように対策しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

高齢者の安否確認に関しましては、戸別受信機には既読機能がついておりますので、情報を配信する管理画面上では情報の到達状況、既読状況を確認することができます。

避難を必要とするような災害の発生が予測される場合には、情報の伝達状況を管理画面上で確認し、情報が到達しているのが既読になっていない場合には、再度情報伝達することや、そのときの状況にもよりますけれども、職員の派遣など対応していくことを考えております。

また、西郷村におきましては、健康推進課で行っている高齢者等見守り安心ネットワーク事業が既に行われている状況でございますことから、専用のタブレット端末を整備してまで@InfoCanal側での高齢者の見守りについては、必要ないと判断しております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 今までどおりの安否確認の方法だったりとか、そういったまた受信機にも安否確認ができるというふうにおっしゃっていながらそれを利用しない、活用しないということですよ。@InfoCanalで結局安否確認をしないということは。

だから、この庁内で使っているシステムの中で、私正直この@InfoCanalのシステムというのはもったいないなと思うんですよ。住民の方からよく言われます。ただ村の情報を流しているだけで、何か防災とかという意味合いが何かあんまりないよねと言われてたりとか、あと、何かがあったときにすぐに入ってくるならいいけれども、何か遅いよねと言われてたり、あとまた@InfoCanalの登録をお願いするとき、私は、ゆくゆくは安否確認ができる、そういうものなので、皆さんぜひ何か災害があったときのために登録をお願いしますというのを説明してきました。

なのに、そのシステムを使わないというのは、私的にはどうしてなんだろうという、逆に言うと、村民に私うそついちゃったなんて思ったりもするし、そういったことから考えて、住民の安否確認の方法、これは村長としてはどのように考えていますか。

このシステムを利用するという考えはないのでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

昨夜11時15分に青森県東方沖地震がありました。震度6強ということであります。平成23年、村は震度6弱ですから、その大きさを考えると被災者には心からお見舞いを申し上げるところであります。また、このように地震災害はいつ来るか分かりません。その備えをきちんとしていかなければならないと私は確信しております。

その中で、課長も答弁しましたけれども、災害時の住民の安否確認は大変重要なことと思っております。そのためには、村としてできることを最大限に活用していきたい

いと考えております。また、課長も答弁しましたように、民生委員や区長さん、消防団、自主防災組織の地域の住民の方々の力を借りながら、安否確認に全力を挙げて努めていきたいと思っております。

何よりも安否確認の上、自助・共助・公助の底上げを図って村民の生命財産を守っていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 村民の安全安心ということですね。それを考えたら、災害時には民生委員の方たちが、消防の方たちが足を運んで安否確認をしなきゃいけないとなると道路状況とかもどうなっているか分からない、そういう状態というのが私は考えられると思っております。

その状況で住民に協力を得ると考えているのは、せっかくこういうシステムがあるのであれば、システムで安否確認ができるほうが2次災害、3次災害というのが起きなくて済むのではないかと考えております。そういった点で、村長もう一度すみません、どのようにお考えか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおりであります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 答弁したとおりということは、今後安否確認の見直しをすることはないということですね。あくまでも住民の皆さんに協力してもらうだけで、今後そういうシステムを利用した安否確認ということは考えていないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今やっていることが全てではありませんので、安否確認についてはいろんな情報を集めながら、それは検討していかなければならないと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 今、検討するということでしたので、できればやはり住民の皆さんに協力してもらうのは大事だし、ありがたいことだと思っています。ですが、2次災害、3次災害なんていうようなことがないように、できることだったら皆さんが足を運んで安否確認をするのではなく、システムを使って村のほうで住民の安否確認ができるように、ぜひ検討していただきたいと思っております。

今までちょっといろいろ伺った上で、庁内全体のこの業務システムについて見直しをするのかを伺ってきたいんですが、先ほども言いましたように、総数73件、総額年間で約1億5,000万円です。これらの予算組み立てるのに、財源として村の単独であるという先ほどの答弁もありましたので、正直私は高額だなと思っていると先ほども申しましたが、これ維持管理という点でも、結局またそういった予算が発生するのかなと思っております。財政面から考えても、私はやっぱり軽視できるものではない

と正直思っております。

今後、今建設中の新庁舎が出来上がるので、新庁舎に移動するときに、いろんな意味で、住民サービスの向上とかいろんな意味で、このシステムに関して、見直し等をするのかなと期待しているんですが、業務の内容も変更になりますよね、部制になるということで、そうすると課長以下の方たちというのが、それぞれお仕事されるのに皆さんが共有して使えるシステムの方が使いやすいのではないかなとか、そのようにも私は思います。

先ほども言いましたように、似たようなやっぱりシステムだったり、アプリだったりというのが、幾つもあり見られる点もありますし、改めて新庁舎開庁に向けて、そういったことも見直すべきではないかと思うんですが、職員の業務の効率化だったりとか、コスト削減だったりとか、正直総合的なことを考えるとどちらがよいのかと私も思ってしまう部分はありますが、新庁舎に向けてこの業務システムの見直しを図るのか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

新庁舎の開庁に当たりましては、現在組織再編を併せて業務の流れのマニュアル化や、業務分担の見直しを行っているところであります。庁内で運用している業務システム等につきましては、業務の効率化やコスト削減の観点から統合や集約が可能なものについては、順次見直しを図ってまいります。

また、住民サービスの向上を目的として、窓口業務における利便性や迅速化を図るため、新たなシステム導入も進めてまいります。一方、国や県の仕様等に基づき運用しているシステム、機能上すぐ統合が困難なものにつきましては、今後の制度改正や技術的動向を踏まえながら、統合・集約の可能性を引き続き検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） そうですね、こういうシステムというのものも、年々どんどん新しいものが出てきていると思うんですよ。ですから、これというふうにこだわることなく、やはり常に検討すべきことではないかなと思います。

私も詳しくはありませんが、恐らくそういったシステムなんかには詳しくはないのかなとちょっと思っています。私なんかより、もしお詳しいのであれば、そういったシステムの見直しということで、考えていただければと思うんですが。

村長に伺います。今までずっと伺ってきた中での、この73件という件数と年間で1億5,000万円という金額、これに対してコスト削減を重視して考えるのか、もしくは職員の作業の効率化というものを重視するのか、そこだけ伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

庁内のシステムの更新や統合につきましてということでありましてけれども、単なる

コストのみで判断しているわけではありません。

第1に、やはり事務の効率化・スピード化、そして村の皆様へのサービス向上を最優先に考え、手続の簡素化や利便性の向上につながるよう検討しております。あわせて、職員の事務負担軽減や業務の効率化を図ることも重要な視点であります。

重複機能の整理や運用方法の改善を含め、より効果的に持続可能なシステムの運用、見直しを図るとともに、まずコスト縮減も、それも頭に入れながら進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ぜひ改めて見直しをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、防災について伺いたいと思います。

先ほど村長も、また4番議員もおっしゃっていましたが、本当に災害というのはいつどこで起こるか分からないなど強く今日も感じた次第ではありますが、その災害時のときにやはり一番重要になってくるのが、トイレかなと思います。以前にも何度も、私は防災について一般質問させていただきましたが、そこでお願いしたいということ伝えてきたことに対して、まず一番はトイレですね。

以前、避難所でのトイレというものに関してですが、お聞きしたことがありまして、再度聞くような形にはなるんですが、村では災害時のときのトイレについてどのように考えているのか、またどのような準備をされているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 5番大竹議員の一般質問にお答えいたします。

災害時には仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限らず、避難者数に比べてトイレの個数が不足するということがあり得ると想定されています。東日本大震災においては、発災から数日間でトイレが排泄物の山となり、劣悪な衛生環境となったところも少なくない事例もございます。

村の取組としましては、発災直後は避難者数が多いので、便器の数を確保するために組立てトイレを備蓄し、個数の確保に努めております。また、今年度は女性が安心して使いやすい鍵つきトイレボックスとラップ式トイレを購入いたしましたので、今後も、女性や高齢者もそちらの立場を考えて備蓄の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 鍵つきトイレボックス、これを購入していただいたというのはすごくありがたいと思います。以前、防災という観点での避難訓練みたいなそういう場面で見かけた災害時のトイレ、すごいちゃい緑色のこういうテントで、何か入るのがちょっと怖いな、不安だなという印象を受けていたので、鍵つきのボックスを準備していただけたというのは、これは本当に女性としてもうれしい限りであります。

以前に、私、トイレカー、これをぜひ購入してほしいというお話をさせていただきました。また、マンホールトイレ、これに関してもお願いしました。トイレカーにつ

いてはなかなか金額も張ってしまうので、何とも強く言えない部分も多少ありましたが、マンホールトイレに関してですと、マンホールってあちこちにあるものですから、避難所近くのマンホールなんかも使えるようにマンホールトイレ、本当は準備したらいかがかなとも思っています。その辺のトイレカーとマンホールトイレについて、村としては整備しているのか、準備しているのか確認いたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

マンホールトイレにつきましては、新庁舎が完成し、防災広場を整備した際にマンホールトイレを設置する計画となっております。そのほかにも、西郷第一中学校の体育館の裏にマンホールトイレが整備されております。

トイレカーにつきましては、トイレカーを購入しました管内事業者と災害時の移動トイレの活用について協定を令和6年に締結しておりますので、災害時に活用できるようになっております。

今後も災害時の避難所のトイレをどのような組合せで選択するかはライフラインの状況、設置場所に加えて、災害発生からの時間の経過、使用者の事情、避難所の設備等の条件により適したものを選ぶように、種類や個数の確保にも努めてまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） トイレカーの準備、それからマンホールトイレのほうも準備されているということですので、少しほっとはしております。衛生面から考えると、やっぱりトイレカーって重要だなと思っておりますので、また、できればマンホールトイレですが、移動できるものもあるので、そういったものもちょっと検討してみたいかがかなと。いざというときに、避難所の近くにそういうものが設置できるような形があったらまたいいのかなと思いますので、その辺もちょっと考えていただきたいと思っております。

続いて、(2)のテントの見直しということなのですが、以前、私、これまた失礼な発言だったとは思いますが、見守りテントではなく、のぞき見テントだと、私表現いたしました。そのときにああいうふうになんかどこからでも見えてしまうようなテントでは、着替えもできないし、また授乳とかそういうのも、赤ちゃんのおむつを交換するとか、そういったこともなかなかちょっとできないテントだと申し上げ、新しく別なテントを購入すべきだと伝えましたが、その後、そういった点からテントの見直しと言いますか、検討をしたのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

女性の立場も考えてということで、避難所のパーティションテントにつきましては、今年度新しい地方経済生活環境創生交付金を活用いたしまして、新しくパーティションテント100個購入しております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 100個購入、すごいですね。でも、実際のところ、100個で間に合うかどうかというのも、これまた今後検討していただきたいなと思います。

今回購入したテントですが、以前のもものと比べてどのような違いがあるのか、ちょっと簡単でかまいませんので説明お願いできますか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

以前購入したテントは、簡単な組立てで使用でき、使用後はコンパクトに収納できるパーティションテントとなっております。高さは170センチとなっております。上部はメッシュ構造の見守りネットとなっております。巡回の保健師や避難所管理者が避難者の健康状態を容易に確認できる仕様となっております。

今回購入したテントは、高さは220センチとなっております。換気や見守りのためのメッシュ構造部分もございしますが、内側から開閉することが可能となっております。女性に配慮した仕様ではないかと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 100個購入ということでしたが、その100個の使い道ですね。授乳だったりとか、着替えだったりとか、そういったことをそのテントの中で行うという形でこの個数ということなのか、また、以前の私がおのぞき見テントと言っているそのテントですが、かなりの数でしたよ。あれを今後はどのように利用していくのか、利用の仕方が変わってくるのかなとちょっと思いましたので、その辺を伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

授乳や着替えにつきましては、ほかにも屋内外で使える防災多目的テントも購入しておりますので、そちらを災害時に活用してまいりたいと考えております。また、以前のテントにつきましては、まだまだ使用できますので、単身世帯の方に使用してもらうなど、分けて引き続き使用してまいりたいと考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、5番大竹憂子君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5番大竹憂子君の一般質問を許します。5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） まずはじめに、申し訳ありません。先ほど、システムのところで、村長もシステムをご存知上げていないのかというような失礼な発言をしてしまいましたので、そちらを訂正させていただきます。

先ほどのテントの件ですが、女性へ配慮したテントを購入したということですが、以前持っていたテントももちろんですが、購入したほうのテント、これは災害時にだけ活用するおつもりなのか、また、以前のテント、具体的にどんな形で利用していくのかをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

今回購入したものと以前より購入した資機材につきましては、平常時でも使用できる場面があれば使用可能ですので、村の各イベント等で使用したい場合は貸出ししていきたいと思います。また、以前のテント、こちらも災害時に使用できますので、使用される方を単身世帯の方等を選びまして、引き続き避難所でも使用していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 現在はどうか分からないんですけども、以前なんかですと、よくお泊まり保育なんか、そういったことも実施している幼稚園もしくは小学校があったりしたものですから、見守りテントのほうはそういったときに活用していただいたりするのもいいかなと思います。

また、大きなテント、新しく購入されたテントなんかも本当にイベントとかそういうところでも活用していけば、あ、村ではこういうものを準備しているんだというのが、村民の方も分かるかと思うので、いろんな場面でやはりこう提供していくというのも一つ大事かなと思っております。

なので、今後も、ただ、正直周知というのが全くされていないように思うんです。こういうのをもしあれでしたらば、ご利用くださいなんていう、そういう周知が全くないように思うので、今後やっぱり周知をちゃんとしながら、こういった場面でも使えますという形で提供することも可能にしてほしいなと思います。

続きまして、次の質問の（3）の蓄電池の活用ということなんですが、村のほうに蓄電池幾つかありますが、今現在村のほうでちょっとこれ、先にちょっとお伝えしていなかったものではありますが、幾つあるかご存知だったらば、お願いいたします。

また、その蓄電池ですが、普段活用があるのかも伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

蓄電池の数につきまして、ちょっと正式な個数を今分かっていないので、それは後日お答えしたいと思います。

蓄電池の活用につきまして、蓄電池におきましては、災害時に備えて自主避難所に配備しているところでございます。また、村の防災システムにつないで停電時に備えているなど活用しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 数、ちょっとお伝えしていなかったのですが、正確な数は今は出ないということですが、少なくとも10以上はありますよね。普段、充電ももちろんなさっ

ているとは思いますが、災害時のときにいざ使えないなんていう状況だととも困ると思うので、普段からある程度活用すべきではないかと私は考えております。

先ほどの資材と一緒に、災害が起こったときだけ使用するのか、先ほどのテントも貸し出すとおっしゃっていたので、蓄電池に関しても貸し出す方向性があるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

蓄電池に関しましても、平常時で使用できる場面等がございましたら、村の各イベント等で使用するなど、貸出ししていきたいと思っております。先ほどもお話いただきましたけれども、そちらの貸出しにつきましても周知を行っていきたくて考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） やはり村のイベントごととか、あと消防団の活動だったりとかで、いろんな場面で使えるものだと思うんです。屋外で利用するときなんかは、そういうのを活用すべきではないかと私は思っています。

以前、ちょっと伺ったんですけれども、そういったイベントのときとかに、発電機を借りているというような話を伺ったことがあります。発電機を借りなくても蓄電池で間に合うのではないかと思ったりもするので、こういったこともやっぱりどんどん周知して、使えるところで活用していただいたほうがよろしいかと私は思いますので、今後、テントに関しても、蓄電池に関しても、皆さんにそういった周知を行っていただきたいと思っております。

次に、3番の太陽光発電所について伺いたいと思っております。

この太陽光につきましても、私何度も一般質問させていただいて、前回の定例議会のほうでも1番議員が一般質問なさっているので、ちょっと答弁も重複するのかなとも思うんですけれども、改めてちょっと確認したい点があったので、質問させていただきます。

まず、(1)の現在メガソーラー、また中規模型なんかの太陽光発電所、建設予定というものがあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 5番大竹憂子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、建設予定の太陽光発電所の計画の有無についてでございますが、本日現在、西郷村内におきましては、西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例の要件である1か所当たり1,000平米以上の面積を対象とした申請につきましましては、現時点では築造されたり、稼働しているもの以外につきましましては、新たに受理している案件はございません。

しかしながら、設置に関する条例や要綱に対する各種要件の確認について、電話や環境保全課への直接窓口への問合せは複数寄せられている状況でございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 先日なんですけれども、私「かげる針路」というドキュメンタリ

一番組だったのが映画化されたので、ちょっと見てきたんですけども、浪江町とそれから西郷村と福島市、この3つを大きく取り上げて映像として出ていました。県内の太陽光発電所の中でも、この西郷村を取り上げられるということはちょっと私は悲しいなと思いましたので、改めて今回太陽光についてお伺いすることにしたんですが、また、たまたまですが、昨日の災害なんかも含めて、地震等のことも含めて、改めてまた太陽光についても、防災という観点もちょっと気になったというのがありますので、それで伺ってはいるんですが、メガソーラーに関してですと、届出申請というものが必要になってくるのは分かっていますが、中規模・小規模の場合というのは、その義務はないですよ。

なので、義務がない分、届出が結局あるのかどうか。義務がないからほとんど届出などが出ているのか。そういった点もちょっと疑問に思いますので、その届出があるかないにかかわらず、中規模の太陽光発電所、これに関して村としてはどのように対応しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） お答えいたします。

おおむね1,000平米以上の面積でメガソーラーの該当とならないもの、また1,000平米を超えた規模程度のメガソーラーの該当となるものも含めまして、中規模の太陽光発電所ということで、想定してお話しさせていただきます。

震災後、西郷村は再生可能エネルギーの先駆けとしまして大規模な太陽光発電の開発を推進してまいりましたが、その過程で土砂災害リスク、景観悪化、反射光による被害、不適切な開発行爲、住民トラブルなど複数の問題が顕在化いたしました。

本村におきましても、大規模開発による景観や安全への影響を懸念し、令和2年度に西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例を制定したところでございます。この条例は、太陽光発電を含む再生可能エネルギー事業と村の自然環境及び住民生活を守りながら再生可能エネルギーを導入するためのバランスを取る仕組みであり、あわせて、西郷村太陽光発電設備設置事業始動指針を改正し、事業を規制とする枠組みを整えてございます。

条例におきましては、事業者の責務として関係法令や条例の遵守、村民や村への情報提供を定めております。村は必要に応じて事業者に対して報告や資料提出を求め、職員による立入り調査を行う権限を有しておるところでございます。

また、指導要綱につきましては、事業者に対しまして設置計画の届出、環境や景観への配慮、説明会や情報提供の実施を義務づけております。村は届出内容確認し、必要に応じて指導や調整を行うことができます。

これら条例や要綱に基づき、村は自然環境、生活環境、景観の保全、災害防止、他者への影響軽減に十分配慮するよう継続的に指導を実施しているところでございます。

議員おただしのさらに小規模なもので1,000平米を下回るものについては、ある程度の規模を想定したものでございますので、現時点におきましては、届出、規制の対象とはなっていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） この中規模の太陽光発電所に関して思うんですけれども、実際のところ、メガソーラーにせずに細かく中規模にしている、そういった現状も見られるのかなと思うので、今後はこの中規模の太陽光発電所に対しても、やはり目を光らせなければいけない部分ではないのかと思っています。

これに関して、西郷村の条例と要綱、こちらに中規模以下のものに対してのものというのが入っていないですよ。あくまでもメガソーラーに対しての条例だったりしている。私が見てもそう思うんですよ。そういったことも考えると、今後は本来であれば、小規模は言いませんけれども、中規模の太陽光発電所もやはり見ていかなければいけないのではないのかと思うんです、村として。そうやって考えたときに、この条例と要綱をもう一度見直すという考えがないのか、これは村長に伺ったほうがいいですか。

あと、申し訳ありませんけれども、中身見ると、やっぱり具体的なことというのは載っていないで、具体的に載せられない理由というのは分かっています、ある程度抑止力を考えたときって、もう少し具体的なものもそういう文言も入れたほうが本来はいいのではないかと私は思うんですが、その辺に関して、どのように考えているか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） お答えいたします。

ただいまの質問のご趣旨といたしましては、1,000平米以下でかつある程度の規模を持つ太陽光発電に関しては、規制の網はかからないのかというご趣旨かと思われるかもしれませんが、この条例にせよ条項にせよ、村としては完全無欠なものだとは当然思っておりません。

その状況に応じて必要な部分をすくい上げていく。議員おっしゃるような小規模のものが連続して太陽光発電になるようなもの、こういったものもすくい上げていけるようなものに研究・検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

ただ、あまりに小規模なものを規制すると、一般家庭の敷地の一部でやっているようなものとか、そういったものも該当してしまうので、その辺はちょっと慎重に検討すべきなのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 今小規模のとおっしゃっていましたがけれども、私は中規模のところまでは見ていただけないかなというふうに言ったので。本当に家庭用のとか小規模のものに関しては、それぞれ個人で管理すべきものなのだと考えていますから。ただ、中規模のがやっぱりあったりして、ちっちゃな合同会社だったりというところもあったりするじゃないですか。そういった中規模の太陽光発電所に関してのことです。個人的なお家に上げている太陽光パネルとかではなくて。

それが結局、ちゃんと管理されていればいいんですけども、管理されていないときに、やはり近隣住民なんかはとても不安に思うと思うんですよ。草がぼうぼう生えている、大丈夫かなと思ったり、あと、条例と要綱の中にも、景観とか書いてあるんですけども、それも住民から言われています。台上のところの桜並木から那須山、これを毎年春に写真撮るの楽しみだったけれども、きらきら光っていて写真撮ってもきれいなのが撮れないとか、何かそう言われると景観じゃないですか、それって。もう完成してしまったところだからどうにもならないかもしれませんが、あくまでもそれって景観にも関わるものだと思っています。なので、中に要綱のほうとかに、村長が必要とあると認めたときはというのがありますので、そういった場面のときに、景観という意味でも駄目じゃないかというのがあるのに、村長としてはそれは必要があるものだったと思わなかったのか伺います。（不規則発言あり）

すいません、台上のところの景観という形で、景観に配慮した太陽光発電所だと思っているのか、それは景観を崩しているというふうに考えなかったのか、現状を住民の方からも、桜並木から撮る写真がという話があったりもしたもんですから、その点で村長としては、その時に指導とか必要だったかどうかというのを考えたのか、考えていないのかを伺います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午後1時22分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時24分）

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

この西郷村自然環境等と再生可能エネルギーとの調和に関する条例ということで、これは令和2年に福島県で2番目に条例化したものであります。そのことについて、要綱も定めて指導しているところであります。

まず、目的としては、この条例は村の自然環境、生活環境及び景観と再生可能エネルギー等の調和を諮るということであり、この事業者は関係法令及びこの条例を遵守し、村における自然環境、生活環境及び景観環境に配慮するという事になっておりますので、それがどうかというのは住民の考え、価値観というか、そういう問題でありますので、指導と要綱はきちんとそのことについて、やっているということでもあります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 順番的に結局申請があって、それが通って、その後にこの条例つくっているんで、建設等が始まった時点だったのもあるので、そのときに工事が始まっている企業に対してこの条例が当てはまるかどうかというのは、また別になってくるんですけども、気持ちの上ではどうだったのかななんて思ったので聞いてみたん

です。ちょっと理解していただくのはちょっと難しいかもしれないですけども、村民の方で、毎年そういうのを楽しみにしていたという方がいらっしゃったので、ちょうど今質問してみたところだったんですけども。

現在も稼働しているところがほとんどなので、なおさらこの条例にというのではないのかもしれないんですけども、ただ稼働してしまっただけ、これって以前にも一般質問で確認していたんですけども、稼働した後というのは防災という観点から見なきゃいけないから、防災課も関わってくるようなそんな話をしていました。

そこで、正直防災課のほうのまた別の条例の中に組み込まれているからということで、こちらの太陽光の条例のほうには入っていないんですけども、稼働後のあれに対して記載がないというのが少し気になっています。そこでですが、防災としての太陽光に対しての対策、それはどのように行われているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） お答えいたします。

太陽光発電事業所に起因する防災としての対策についてでございます。さきに申し上げましたとおり、条例や要綱に基づき、災害発生の防止や影響の最小化を目的とした指導を継続しております。こちらは防災という考え方でございます。

万が一災害が発生した場合には、条例の第6条におきまして、報告及び立入り調査という項目がございます。これらに基づきまして、災害や事故、近隣トラブルなどにより、施設状況の確認が必要となった際には、事業者に対応・報告を求める仕組みを設けてございます。

さらに村としても、定期的に複数の担当職員によるパトロール調査、それから無人航空機、ドローンなどによる撮影を実施し、建設中の太陽光発電所の進捗状況を確認しているところでございます。

以上のとおり、本村における太陽光発電の建設予定、中規模事業の対応防災対策につきましては、条例及び指導要綱に基づき、自然環境などへの影響軽減を最優先に適切な指導と監視を継続してまいりたいと考えております。

なお、災害が起こった場合には、村民の皆様には状況を確認し、西郷村災害情報伝達システム@Infocanalをはじめとするあらゆる情報伝達方法を使って、住民に対して避難情報などを発信したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 先日、私火災なんかのやつも@Infocanalに上がってこないのはどうしてかということで、防災課で確認していたんですけども、野次馬が来てしまったりすると困るのでという説明があって、そうなったときって、この太陽光に関してはどうなんだろうと思ったんですよ。太陽光でもし火災が起きたりとかしたときも、結局住民のほうには何も知らせが行かないのか、それとも今おっしゃったように@Infocanal等でちゃんとお知らせするのか、そこを再度確認いたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

太陽光発電所において火災等が発生した場合、地域住民に被害が起こり得る、起こる可能性があるといった場合には、近隣の住民の方に@InfoCanalなどを使って避難情報等を発信していくことになります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） でも、近隣住民の方におっしゃいましたけれども、@InfoCanalの場合って、近隣住民だけに情報が行くんですか。

○防災課長（木村三義君） 地区を、エリアを決めて送ることもできます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 活用する方法っていろいろ、やっぱり先ほどのシステムのことじゃないんですけれども、方法っていろいろあると思うので、それを大事に使っていただければと思います。太陽光のことに関しては、県も条例を見直してみたり、また現在の国のほうでも条例を見直す方向性で動いていますので、ぜひ西郷村ももう一度この条例、見直してみたいかと思うんですが、見直しの検討を諮るのか、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 条例については永久なものではありませんし、状況によってはやはり必要なときには改定する方向で考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 先ほど言った中規模の太陽光なんかにも対応できるようなそんな形で検討していただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君の一般質問は終わりました。

次に、通告第7、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇ 1 2 番 藤田節夫君

1. 子育て支援について
2. 物価高騰対策について
3. 省エネルギー対策について

○ 1 2 番（藤田節夫君） 1 2 番藤田です。通告順に従いまして一般質問を行います。

はじめに、子育て支援について伺います。

子育て支援の一つ目として、ゼロ歳から2歳児までの保育料の無償化について伺います。保育料の無償化については、これまで何度も質問をしてきていますが、いまだ実施されていません。国は2019年10月から消費税を10%に引き上げるための代替として、幼児教育の無償化を実施しました。完全無償化ではなく、ゼロ歳児から2歳児の保育料と3歳児から5歳児の副食費は保護者負担とされました。

物価高騰が続く中で、子育て世帯にとっての経済的負担は家計に重くのしかかってきています。このような状況の中、全国の多くの自治体では独自に保育料の完全無償化が実施されてきています。子育てしやすい西郷村をつくるためにも保育料の完全無償化は絶対に必要な施策と思いますが、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 2 番藤田節夫議員のゼロ歳児から2歳児の保育料の無償化についての一般質問にお答えいたします。

この質問は過去の一般質問におきましても、同様の内容で藤田議員から質問を受けております。同じ内容になってしまうことについて、あらかじめご了承くださいと思います。

保育料の完全無償化を行うためには、不平等とならないように在宅で子どもを見ている方に対しても、何らかの支援が必要となり、何らかの支援を行うためには、財政負担が伴います。その上で、無償化に伴う保育料約5,530万円を公費で賄うこととなります。

議員おただしのおり、3歳未満の家庭に対し、子育て支援の施策を実施することにより、保護者の育児に対する経済的負担軽減が図られるなど、様々な効果が期待されることは認識しております。

しかしながら、制度設計を考えると多くの財政負担が必須となります。これは容易に負担できる金額ではありませんし、直ちに実施できるものでもございません。村としても今後とも、子育て施策に力を注いでいきたいと考えておりますが、優先的に行わなければならない課題もございますので、優先順位をつけ、取り組んでいる状況であります。

現在、優先して実施している事業内容といたしましては、昨年度より保育園の待機児童解消対策として、村独自の保育士等への処遇改善助成や保育士の加配等を行った場合の支援事業、さらには村内保育園の利用が待機となっている場合で認可外保育施設を定期的にご利用しているご家庭に対し、村内保育園を利用した場合の仮に算定した保育料と認可外保育施設の利用料の差分を支援する事業を行っております。

今年度はさきの事業に加えまして、村内保育園等の物価高騰に対する運営支援として影響を受けている給食食材の購入費や光熱費等に対し、補助を行っているところであります。親が働いている子育て家庭が安心して子どもを預けられ、さらには子どもが保育園という集団生活の中で、良質な環境の下、健やかに子どもらしく過ごすことができるためにも、待機児童の解消対策並びに物価高騰対策が最優先課題と考えております。この課題を解消するために、保育士等の処遇改善事業や保育所等支援を優先して事業を進めている状況にあります。

なお、保育料を無償化することにより、さらに保育園を希望する家庭が増加することが予想されます。このことから、まずは待機児童解消対策並びに物価高騰対策のための支援を優先させていただき、安心して子どもを預けられる保育園の受皿となる体制整備を図っていきたいと考えております。

子育ての充実は本村にとって最重要課題であります。保護者の経済的負担を軽減することは大変重要だと考えております。保育料を完全に無償化するためにも、先ほどお話ししましたように、5,530万円ほど村の財政に多額の長期的負担も発生し、将来世代に大きなツケを回す懸念も考えられます。

無償化だけが先行すると、保育士確保や施設整備が追いつかず、結果として保育の質が低下する。子どもたちの健やかな育ちを守るのは、質の確保が最優先と考え、安定した財政と持続可能な子ども子育て支援の両立こそ、村の未来を考える最良の道であると考えております。

- 議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の再質問を許します。12番藤田節夫君。
- 12番（藤田節夫君） 子育て支援は最重要課題と言いつつ、この間長い間、待機児童が解消されなかったんですよ、これまで。村長もご存知のように、村長になった時点でも待機児童がいるという状況。今、最重要と言うのであれば、この間、村長2期目終わろうとしていますけれども、なぜそういったことを最重要課題としながらも、対策としてやってこないとは言いませんよ、いろいろやってきた中でも、この待機児童が出ると。

村長もご存知だと思いますが、地方公共団体は保育を必要とする家庭に対しては、保育所等で補うということが書かれています。そういったこともある中で、この待機児童、このままできていると。なお、ここに来て何ら対策というか、具体的な対策がなされてきていないというのが、現状なのかなと思います。

そういった質問にはちょっと出していないんですけれども、この保育士の加配とか、こういったことはやってきているのは十分理解していますけれども、実際、今の保育士の人数、これは足りているんでしょうか。十分要員として満たしているんでしょうか、この加配分も含めて。お聞きします。

- 議長（真船正晃君） 福祉課長。
- 福祉課長（相川佐江子君） 12番藤田節夫君議員の一般質問にお答えいたします。

村内保育園の保育士配置人数についてでございますが、保育園の保育士配置につきましては、国の配置基準に基づき配置されておりますので、保育士の人数につきまし

ては充足しております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 保育士は配置されているということで理解をいたします。先ほど村長の答弁でありますと、無償化に伴う保育料が約5,538万円ですか、村負担がかかるということで、それは十分分かりますけれども、皆さんご存知のように、国では来年度から小学校の学校給食費を無償化する方針を初めて明らかにしました。

本来ならば中学校までこれ無償化すべきなんですけれども、国のほうでは何だかそこまでやらない、軍事費には金使うけれども、子育て支援、少子化対策にはお金を使わない。だから、こういった自衛隊が一生懸命、財政力がないところでも頑張っていると。

でも、私もこの国の給食費の無償化の件については、中身等がよく分からないんですけれども、もしご存知ならばお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

新聞報道でございました国の給食費の無償化でございますが、11月14日の新聞報道等で自民党、日本維新の会、公明党の3党が、来年4月から公立小学校の給食費無償化について検討に入ったとの情報がございました。しかしながら、今日に至るまで、文部科学省からの給食費無償化について、具体的な情報はいただいております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 具体的な情報はまだ入っていないということで、今の何か政府のやり方は二、三年前も学校給食無償化するんだなんて言っておきながら、全然それから進んでいないという状況もありますので、これも口では言っているけれども、中身が本当やるのかどうか、分からないというところなんですけれども、今回はあれだけ公言したので、やるとは思いますがけれども、その報道によると、月額4,700円の補助という報道になっていますが、現在村ではこの小学校の給食費、どのぐらいかかっているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

今年度の令和7年度の予算でございますが、小学校の給食費無償化に伴いまして、約7,500万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これは年間ですよ。現在村は1食今幾らでやっているのか。また、年間にするとどのぐらいの出費があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

小学校の給食費でございますが、1食290円。そこに物価高騰分がございまして、

村予算では1食当たり50円を物価高騰分で考えております。

今現在、学校給食センターのほうで、大体1食328円ぐらいで、1食給食のほうを提供しているところでございます。

以上でございます。（不規則発言あり）

年間にいたしますと先ほど小学校の部分では7,500万円で、中学校、全体でいたしますと1億2,455万9,000円。こちらが、令和7年度の予算でございます。以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 失礼いたしました。年間、小学校だけで7,500万円ということですが、もしこの国で月額4,700円の補助が出たとして、これ掛ければいい話ですけれども、幾らぐらいになるのでしょうか。国の補助。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

新聞報道等ではそういった記載がなく、文部科学省からも具体的な算出根拠がまだ示されていません。算出することができませんが、引き続き国からの情報提供に注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） どこの自治体でもこれでは足りないと思うんですよ、この物価高も含めて。出たとしても、幾らですかね、1,200万円ぐらいの補助となると思うんですけれども、こういったお金、まだ仮定の話で申し訳ないんですけれども、こういったお金、さらには今年度から、まきば保育園が民営化で削減されることによって、村の支出が、負担が減少したと思えますけれども、こういったお金を、先ほども村長も言いましたけれども、子育て支援を最重要課題とするならば、こういった金を子育てのゼロ、2歳児の保育料を無償化にすることも可能ではないのでしょうか。その辺はどう思いますか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 藤田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、村長も答弁させていただきましたが、昨年度より村独自の保育士等への処遇改善助成や、保育士の加配等を行った場合の支援事業、さらには村内保育園の利用が待機になっている場合で認可外保育施設を定期的にご利用しているご家庭に対し、村内保育園を利用した場合の仮に算定した保育料と認可外保育施設の利用料の差分を支援する事業を行っております。

なお、今年度はさきの事業に加えまして、村内保育園等の物価高騰に対する運営支援として、影響を受けている給食食材の購入費や光熱費等に対し補助を行っております。ご質問にございましたまきば保育園の民営化による財政効果による財源は、既に民営化以前の昨年度より新規事業を立ち上げ、子育て支援等の事業を実施しているところでございます。

- 議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。
- 1 2 番（藤田節夫君） 認可外保育施設等を使って待機児童の解消につなげていっているということですが、今認可外保育所は何か所ぐらいあるんですか。
- 議長（真船正晃君） 福祉課長。
- 福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。
村内の認可外保育事業所は2か所になります。そのほか、村外で2か所ございます。以上でございます。
- 議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。
- 1 2 番（藤田節夫君） 村内2か所で村外が2か所、4か所。これどのぐらい預かっていただいているんですか、人数的には。
- 議長（真船正晃君） 福祉課長。
- 福祉課長（相川佐江子君） 認可外を利用している子どもの人数は10名となります。
- 議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。
- 1 2 番（藤田節夫君） 次の掲題について質問しますが、現在村の保育料は第1子が全額、第2子が半額、第3子以降から無料となっておりますが、この軽減措置は第1子が進学すると第2子が実質第1子扱いになり、第3子が実質第2子扱いになります。これでは、5歳までに子どもが3人保育所に行かないと、制度の恩恵を受けられる世帯はごく限られています。兄弟年齢の撤廃と第2子以降全て無料にするべきと思いますが、この辺はいかがでしょうか。
- 議長（真船正晃君） 福祉課長。
- 福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。
保育料算定に伴う兄弟年齢の撤廃と第2子以降の無料化についてのお尋ねでございます。
第2子の減免につきましては、同一世帯内に保育園や幼稚園に在園している児童のみで数えて2人目に当たる場合は、基本的に保育料が半額となります。ただし、例外として、年齢にかかわらず保護者と生計同一の範囲内であるひとり親世帯、在宅での障がい者がいる世帯の低所得世帯につきましては、第2子の保育料が無償となります。
第3子の減免につきましては、保護者の年収及び第1子の年齢にかかわらず保護者と生計同一の範囲内である場合には、保育料無償となります。ただし、議員おたなしのとおり、第1子が就職したなど、自身で生計を立てられるようになった場合には、第1子判定はできなくなります。
兄弟年齢の撤廃と第2子以降の無料化につきましては、限られた人的・物的資源を有効的に活用しながら、創意工夫により、持続可能で安定した財源の確保が必要不可欠となってまいりますので、国・県の補助事業を含め、財源の確保にも努めてまいります。
- 議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。
- 1 2 番（藤田節夫君） 第1子が就職すれば、第2子が第1子扱いで第2子になるという、3人いた場合。ということですが、第1子が就学、いわゆる18歳まででもいい

んですけれども、第1子がそこまでの場合は、第2子は第2子扱いとして半額、第3子は無料、ということを理解していいですか。

それとも、第1子が就学した場合は、第2子、第3子がいる場合は、第2子が要するに全額負担、第3子が半額負担ということで理解していいですか。今の課長の答弁だと就職した場合は、それはなしとして、第2子が第1子となるようなことだったので。それはまた別だ。第1子が就学した場合は、第2子が1人目ということで全額、第3子の方が無料ということで理解してよろしいんですか。

これ、ほとんどのところというか、結構こういったやつで多くの自治体では、第2子以降無償にしているという自治体が結構あるんです。村でこの第2子以降無料にするとすると、どのぐらいの予算がかかるんですか。これ財政の確保が必要となりますけれども、これ事前には言っていなかったんですが、分かれば。分からないですか。大体で結構です。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 質問にお答えいたします。

ただいまのご質問につきましては積算しておりませんので、お答えすることはできません。申し訳ありません。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま12番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番、保育料の無償化ですが、近隣自治体でも中島村が平成27年度から保育料の完全無償化を実施しています。また、泉崎村では第2子以降全て無償化されています。異常な物価高騰が続く中、子育て世帯にかかる負担は家計に重くのしかかってきています。日常の生活がままならない状況が続いています。村長の判断で子育て世帯に対して経済的支援を実施することはできますが、改めて保育料の完全無償化について伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、まず優先的に行わなければならない喫緊の課題がございますので、優先順位をつけ、取り組んでいる状況であります。まずは、待機児童解消対策並びに物価高騰対策のための支援を優先させていただき、安心して子どもを預けられる保育園の受皿となる体制整備を図っていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 財政の少ない自治体でもこういった子育て支援をやっていると、せめて第2子以降無償化するというだけでも実施できないか、もう一度伺いたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 同じ答えになりますけれども、優先順位をつけながらやっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 優先順位をつけながらやっていきたいということですが、私から見れば、小さいことはやっていると思いますけれども、何が優先順位なのか分かりません。保育料の完全無償化ほど喫緊の課題ではないかと思っております。これでは、昨日からいろいろ質問出ていましたけれども、少子化対策、さらには若者の移住等に影響するのではないかと思っておりますので、ぜひこういった保育料の無償化に踏み切るべきではないのかなと思っております。

次の質問に移ります。

3歳児から5歳児の副食費の無償化について伺います。これも2019年10月から3歳児から5歳児の保育料が無償化されましたが、それまで保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代に当たる副食費が実質徴収となりました。3歳児以上の子どもたちで月額4,700円徴収されております。

保育園に入所することでゼロ歳児から卒業するまでお金がかかります。これはゼロ歳から2歳児は保育料、3歳児から5歳児までは副食費ということで、ずっとお金がかかることになってきています。せめてせつかく小学校、中学校、給食費無償化できたので、次の喫緊の課題は、では3歳児から5歳までの副食費を無償化するということでお伺いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

3歳児から5歳児までの副食費の無償化ということでありまして、先ほど議員もおっしゃいましたように、村では令和5年度から給食費の無償化をやっております。そういうこともありまして、3歳から5歳までの副食費の無償化についてですが、国におきましては、現在学校の給食費に関し、給食費を無償化する動きが出ております。

しかし、保育園に関しては全ての家庭が利用しているわけではないため、不平等となる可能性があります。先ほどのゼロ歳から2歳までの保育料無償化の質問でも答弁させていただきましたが、その上で無償化に伴う副食費、約1,260万円、これは令和6年度実績額ですが、公費で賄うことになり、相当の財政負担が必要となります。

答弁で申し上げましたが、優先的に行わなければならない課題がありますので、それに優先順位をつけて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 令和6年度の実績ですか。副食費約1,268万円。この金額は先ほどから申し上げていますが、この小学校の給食費が無償化されることで、ちょうど同じくらいなんですよ、これ1,200万円、私の計算では。こういった金をせっかく国が出してくれるんだから、その金をやっぱり子育て支援にそっくりこの副食費の無償化に当てると。

まだはっきりしていないから、村長は、何とも言えないとは思いますが、実際こういったことを頭に置いて、やっぱり軽減するべきなのかなど。大変なんですよ、この副食費月4,700円。2年前まで4,500円で物価高によって200円ほど上げた、保護者負担になったということなんですけれども、国が小学校の給食を無償化するのであれば、ぜひこの保育所の3歳から5歳児の副食費に回すという考えはいかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

小中学校の給食の無償化、まだ議論の最中でありまして、決定しているわけではありません。小学校から優先的にやるということでありまして、私としてはもしそういうことであれば、給食無償化している中でそういった財源が確保できれば子育て支援に当てていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国でこの小学校の給食費が無償化になれば、保育所の3歳から5歳の副食費に回したいということで理解します。（不規則発言あり）私には、それはそれで、私にはそういうふうに聞こえたんですけれども。（不規則発言あり）ぜひその辺も考慮してやっていただきたいと思います。期待はしていますので、よろしくお願いいたします。

次の質問ですけれども、在宅保育世帯に対して助成金を支給すべきということで、これも何度もこの一般質問の中で、一般質問で質問をしてきたところですが、先ほど待機児童がいる中で、在宅保育士に補助金を出すことでこういったことも解消されると。

これは昔から同じような答弁で担当課長も変わりましたが、その前の課長からこれは効果があるよねという話はずっと聞いています。村長だってそういった答弁はこれまでもしてきましたけれども、ぜひこれも実際にやっている自治体はあるわけですから、村としても子育て支援が最優先されるならば、この辺も考慮していただきたいと思っておりますけれども、村長の考えをお伺いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

在宅保育世帯に対して助成金をすべきであるということでありまして、在宅保育世帯の補助金の支給に関しては、令和元年第2回定例議会から数回にわたり一般質問を受けております。村といたしましても、自宅にて保育を行っている在宅保育世帯に対して、補助金や給付金を支給することで、育児負担の軽減や家庭において、安

心して子どもを育てることができる環境づくりに資するものと考えております。

また、補助金、給付金の支給により、家庭で子どもを見る方が増えることで保育園の待機児童の解消にもつながる可能性があると思っております。このように在宅保育世帯への助成を導入することにより、様々な効果が期待されますが、制度設計を考えると多くの財政負担が必須となります。村としても、子育て施策の一つとして、引き続き国・県の動向を注視しつつ、既存の子育て支援策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これも村財政負担が厳しいということで実施に至っていないと。待機児童のことをちょっとお聞きしますけれども、村では長年保育所の待機児童が解消できない状況が続いています。現在の待機児童の実数について、まずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 藤田議員の再質問にお答えいたします。

待機児童の実数についてでございますが、令和7年11月末時点での保育園待機児童数の実数につきましては、ゼロ歳児35名、1歳児11名、2歳児18名、3歳児1名の合計65名となります。4歳児、5歳児の待機児童はございません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 相変わらずかなり多い人数です。これ、ほとんどの方が仕事就労による入所希望が44名、休職による入所希望が19名となっています。これ待機児童がゼロになったこと、この20年ぐらいでありますか。ないですね。それから続いて、何もやってこないとは言わないですけども、それからこういった状況が続いている。

ほかの地方自治体に言わせると、本当に羨ましいって。待機児童が出るくらい子どもがいて。そう思われているんだから、やっぱりもう少し村長はこういったことに力を入れて子育てしやすい村づくりに励んでいただきたいと思えます。

この保育園に入所できなかった世帯に対して、これまで村はどのような対応をしてきたのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

保育園の入園につきましては、次年度一斉申込があった児童については、年度当初の段階で各保育園にて受け入れられる数ギリギリまで受入れを行います。そのため、一斉申込の後の随時の申込についてはどうしても待機となってしまいます。

現時点で待機となっている児童で令和8年4月以降の一斉申込をされている場合は、入所要件にもよりますが、大部分は入所できる見込みとなります。しかし、ある一定程度はやはり待機となってしまいます。

今後の待機児童解消に係る対策としましては、引き続き保育士の処遇改善助成を行い、保育士の確保と離職防止に努め、多くの児童を受け入れられるようにすることを

考えております。さらに、待機となっているご家庭で認可外の保育施設を利用されている方の利用負担軽減につきましても、引き続き実施していきたいと考えております。

また、企業主導型保育事業所に対しては、現在は自社枠のみの受入れとなっておりますので、共同利用枠の受入れにつきましても引き続きお願いしていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 保育士の確保は先ほどできているということで、当初から枠いっぱいギリギリの保育所が預かれるということで、途中から入所したい方がこういったニーズになるということなんでしょうけれども、この先ほど今課長が言ったもの、企業主導型保育事業所、これ何か所あって、これまでも交渉してきたと思うんですけども、そういった手応えはあるんですか。お聞きします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

企業主導型の保育事業所は村内1か所、オリンパスキッズガーデンとなります。これまで、白河オリンパス株式会社に対しまして、村のほうから訪問させていただき、3回程度協議をさせていただいている状況であります。なかなか難しいという回答をいただいておりますが、引き続き交渉させていただきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 企業型はなかなか難しいということで、それはそれとして、これからも頑張って交渉していけば、少しでも待機児童が減るのかなと思います。とりあえず、村の都合で待機児童になった保護者は仕事にも就くことができず、経済的にも厳しい状況に追い込まれてきています。長引く物価高騰による影響は子育て世帯にとっても重くのしかかってきています。

ゼロ歳児から3歳児の子どもがいる世帯は、ミルク代やおむつ代など絶対に欠かさずこのできないものがあり、出費がかさみます。また、在宅で育児をすることにより、暖房費や電気代などの出費が増えてきます。子どもを産み育てることには、お金がかかります。村では少子化対策としていろいろな事業をやってきておりますが、子どもを産み育てるの入口の部分、特にゼロ歳児から3歳児までの支援が少ないと思います。

昨年3月の定例会の私の質問に対して、村長は補助金や給付金を支給することで安心して子育てをできる環境や待機児童の解消にもつながると思いますので検討していきますとの答弁でした。村長も私の質問に対して、必要であると思ったから前向きな答弁したと思いますが、そろそろそれから2年がたち、子育て世帯にとってはますます厳しい生活環境になってきています。せめて待機児童を含めた3歳児未満の世帯に対して、何らかの支援をすべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

子どもを産み育てることに希望を持ち、安心して子どもを産み育てられる村づくりを実践していきたい、実践するという強い思いで子育て支援施策に力を注いでいると

ころであります。

議員ご指摘の在宅保育世帯への支援につきましては、県内でも南相馬市、田村市、大玉村、石川町など市町村独自の施策として実施しているところもあり、補助の内容は自治体ごとに違いはあれ、対象年齢や金額など補助の要件はその自治体の実情に応じたものになっております。

昨今、女性の社会進出、核家族化の進行やひとり親世帯の増加に伴い、保育ニーズは増加の一途をたどっており、当村におきましても同様であります。本来、乳児や1歳児ぐらいまでは、家庭においてお母さんの愛情のもと保育を行っていただきたいという理想もありますが、収入がなければそれもままならないことから、このような制度の必要性も感じております。また、事業実施により、待機児童の解消にもつながっていくと思っております。

今後、国・県からの財源を模索しながら、町村会などを通じ、要望を行うとともに、財源捻出の創意工夫を行いながら、安心して子どもを産み育てられる村づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、令和4年度より実施している出産子育て応援給付金、令和7年度より名称が変更となり、妊婦のための支援給付金をプレママ訪問で5万円、赤ちゃん訪問で5万円、合わせて出産祝い金3万円、令和6年度より出産交通助成5,000円を継続して支援しているほか、本年度より子育て支援の一環として、プレママ訪問終了後に3万円、子どものお祝い事等の節目の時期である3歳児に2万円、5歳児に3万円を子ども商品券として支援しております。その他、妊産婦やゼロ歳から18歳までの子どもがいる家庭において、24時間365日医療の相談ができる医療相談無料アプリを導入し、支援を行っている状況です。

このように、子育て支援の充実に全力で取り組んでいるところであります。これからも、子どもたちの未来を守り、子育て世帯に寄り添う西郷村となるよう、より一層の子育て支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今村長の答弁ありましたけれども、この県内でも南相馬市、田村市、大玉村、石川町などではもう既に、大分以前から在宅保育世帯に対しての支援は行っています。村としましても、不交付団体ということもあります。ほかの自治体でできて村でできないことはないのかなと思います。

この子育て応援クーポン券、村長が言われたように、村では昨年度から実施をしてこの節目に対して3万円、3歳誕生を迎えた子どもに対しては2万円、5歳の誕生を迎えた子どもに対してはクーポン券3万円も支給しております。ただ、このなぜ3万円がこの3歳の誕生日を迎えた子どもに対しては2万円なのか、もしなぜ1万、2万、3万円、2万円、5万円ですか、普通ならば3万円ずつ出すというのが普通なのかなと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 藤田議員の再質問にお答えいたします。

子ども商品券のゼロ歳で3万円、3歳で2万円、5歳で3万円の制度設計についてでございますが、ゼロ歳、1歳、2歳で3万円をゼロ歳児に支給、3歳、4歳で2万円を3歳の誕生日を迎えたときに支給、5歳、6歳、7歳で3万円を5歳の誕生日を迎えたときに支給するという事業となっております。

このことから、ゼロ歳から7歳まで1歳ごとに1万円という考えで、子育て世帯に経済的負担の大きい節目の時期に支給をさせていただいているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 1年に1万円という計算でやると、私はできれば毎月1万円を支給するべきなのかなと思います。11番議員の議会報告に出ていますけれども、同じことを聞いているんですよね。この3万円、2万円、5万円につき、この開きがあるのはどういったことなのかということで、これ今年度の第1回の定例会で質問したことになっておりますけれども、これの福祉課長の答弁ですけれども、令和5年に実施しました西郷村子ども子育て支援政策に対するアンケート調査におきまして、西郷村で充実を図ってほしい子育て支援は何かという質問に対して、未就学児を養育する保護者からの回答で最も多かったのが、保育所、幼稚園、学校にかかる出費・負担を軽減してほしいというニーズに応じて、このクーポン券ですか、が発行されたというふうに書いてあります。

このアンケートにもよりますが、経済的負担を軽減するということは、保護者の方も一番望んでいることなんです。これってやっぱり、保護者というか村民の要求に対して、村長は応えるべきなのかなと思います。ぜひ考えてください。よろしく願います。

先ほどから申しまわっていますけれども、小さい子はどうしてもお金がかかるんですよ。本当にミルク代やおむつ代など、そういったところに一番の支援をしてあげないと、さらには待機児童もいると、その中で。そういった状況で本当にゼロ歳から2歳児にこの無償化することで多くの村民が助かります。

ましてや、これだけの物価高が続く中で、待機児童になったらもう、1人は働けない、1人の稼ぎで。都会は別にしても、西郷村はほとんど非正規労働者で働いているお母さんたちが多いと思うんですよ。そういった中で、2人で働いていかなかったならば、子育ては本当にできない、厳しい。そう私は思いますので、ぜひそこは力を入れてやっていただきたいと思います。

経済的な負担なく保育所等を利用できることは、子育て世帯の願いであり、安心して子どもを産み育てられる村づくりを目指すべきではないでしょうか。同じような質問で申し訳ないんですけど、この辺は飛ばしたいと思います。

私は、この間ずっと一般質問でも何度も何度もやってきましたけれども、子育て支援は次の時代の投資であるというふうに考えに基づいて、多くの自治体が独自の支援を打ち出して少子化対策に取り組んできています。

村では長い間、待機児童が解消されない状況が続いてきています。地方公共団体は保育を必要とする児童については、保育園等で保育する義務があります。村の都合で

いつまでも放置していることは許されません。異常な物価高騰が続く中、特に子育て世帯にかかる経済的負担は、大変重くのしかかっています。

国からの給付を待っては、いつになるか期待も持てません。子育て支援することは、将来の村の発展にもつながります。今の状況では、村長の目指すところの子どもを産み育てられることに希望を持ち、安心して育てる村づくりを目指しているとは思えません。

せめて待機児童への対策や第2子以降の保育料の無償化で経済負担の軽減をすることを求めまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について伺います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金ですが、これはエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や、事業者への支援で地方創生を図るため、2023年11月に創設された交付金です。

西郷村においてもこの交付金を活用して、国が示した推奨メニューに沿った事業を実施してきたと思いますが、今回の令和7年度補正予算では、過去最高の2兆円程度を計上し、そのうち約400億円を食料品の物価高騰に対する特別加算と中小企業・小規模事業の賃上げ環境を整備するための支援を推奨メニューに追加されました。

既に内閣府では、今行われている補正予算の国会では決定はしておりませんが、内閣府では可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めるように、また、国会で成立することを前提に各自治体で具体化を急ぐように求められてきています。

村では現段階でどのような事業計画を考えているのか、まずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方臨時交付金の拡充については、議員ご説明のとおり現在開かれている臨時国会において予算審議が進められており、現在当村への具体的な交付額や交付時期についてはまだ決定していません。そのため、現時点での具体的な施策については今後の配分額の確定等を踏まえて内容を検討し、早急に対応してまいりたいと考えています。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） まだ配分が決まっていないとのことですが、先ほども申しましたように、もう国では、内閣府ではもう早急に具体的な計画を立てて予算が決まり次第すぐ村民等にやっぱりこの物価高対策の支援をしろということなんです。もう既にもう計画を立てて実施している自治体もあります。前取りしてと言うんですか、西郷村は不交付団体ということで、財政力にも力があるということで、交付金も減額されての配当とはなるとも思いますけれども、ぜひ今からもう一度そういった意味では、やっていないことは、計画していないことはないと思いますけれども、もしそういった事業があるならばぜひお示し願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。駄目ですか。言えないですか。それは、交付されていないのでまだ発表できないということですが、先ほどちょっと聞きましたけれども、それを前取りして

子育て支援として2万円ですか、1人2万円。それが今回の議案として上程されるということも聞いています。できるならば、本当にそんなことでは中身は考えてはいますので、この年末年始によくお金が出費することは皆さんも承知のとおりだと思いますので、この臨時国会がいつ終わるのか、そういったことがあってすぐできるように準備していただきたいと思います。

お米券、今問題になっている。全国で今問題になって、我が自治体ではそんなのやらないよなんてねと言っていますけれども、鈴木農政大臣ですか、彼はもう何というか大臣に任命されてからもうテレビ等に出て、お米券は有効なんだということで必死になって推奨していると言うかな、そういったことが見られるんですけども、この件について村は今のところどのように考えているのか、村自体として。これはもうとくに全国的にはもう話している自治体の長もいますので、ぜひその辺の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

内閣府の資料によりますと、お米券の配布につきましては生活者支援における食料品の物価高騰に対する特別加算の事業例の一つとして挙げられているところであります。このお米券の配布につきましては、自治体の判断に委ねられており、各自治体において様々な対応が報道されているところであります。

お米券を配布しないと表明している自治体もあり、その理由として、配布に伴う手数料や事務費がかかることも挙げられております。本村におきましても、こういったことを参考にしながら効果的な物価高騰対策を検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 手数料、テレビで今ばんばんやっているの皆さんご存知だと思うんですけども、500円で幾ら446円分しか返ってこないということなので、これは、各自で自由に使えるということで、今村長も述べたとおりですけども。

村長、明確にしたほうがいいんじゃないですか、村民も今どう思っているんだと思っている人がいっぱいいるので、こういってでテレビでやれば、西郷村どうするんだとなるのが普通ですよ、毎回テレビで放送しているんだから、どのチャンネル回しても、お米券。早く村長が表明することで、村民も、ああ、西郷村はやらないんだとなると思うので、と思いますので、ぜひもう一度お願いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

お米券の配布につきましては、村としてはそういった方向ではなくて別なメニューで考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、村内の企業が大変な状況になっております。国もその辺は理解しているようで、今回の推奨メニューの中に追加メニューとして、中小企業・小規模事業者の賃上

げ環境整備に向けた取組を強化していくこととされています。

原材料の値上がりなどで仕事も減少し、倒産数も増えている中、人件費の賃上げまで回らないのが状況です。県としても今回の補正予算で賃上げする企業に対して、10億5,600万円を計上しています。村でも独自、村内の中小企業・小規模事業者に対して独自の支援が必要と思いますが、お伺いたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 中小企業・小規模事業者の支援ということについてお答えいたします。

議員おただしのとおり、事業者支援ということで、中小企業・小規模事業者への賃上げ環境整備支援が推奨メニューに追加されております。本村におきましても、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や賃上げ環境の整備は重要な課題であると認識しており、こうした検討も併せて交付額の状況を見ながら、総合的に検討したいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今回の重点支援地方創生臨時交付金は、約2兆円、うち食料品の物価高騰に対する特別加算として、400億円が含まれています。これ、去年の12月からと比べると3.3倍の予算規模です。生活者や事業者の支援を目的としたもので、何をやるかは各自治体の実情に応じて、きめ細かな事業を実施するようになっていきます。

村として村民の生活が少しでも恩恵を受けられるような事業が必要ではないでしょうか。例えば、水道料金の基本料金の減額や、介護事業所への支援、子育て支援など、村民に対して目の見える支援を実施するよう要請いたしまして、次の質問に移ります。

次に、省エネ対策について伺います。

政府は2050年度までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指しています。これは世界共通の長期目標となっています。日本をはじめ、世界の気温が毎年上昇傾向にあり、世界中で気候変動に伴い気象災害が発生し、今後ますます豪雨と猛暑のリスクが高まることが予想されています。

近年、エネルギー価格の高騰や環境問題、気候変動による自然災害の高まりから省エネが最重要視されてきました。省エネルギーとは、必要なエネルギーをできるだけ効果的に使い、無駄を省くことを言います。例えば、消費電力の少ないエアコンを使用することや不要な電気をこまめに消すことも省エネの一環です。

エネルギーを節約することで、家庭の電気代を削減することだけでなく、CO₂排出の削減にもなります。温室効果ガスの排出削減のため、政府や企業、地方団体、個人レベルでの省エネ活動が求められています。家庭でのエネルギー消費の多くは家電製品によるものです。特に冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの使用頻度の高い家電は消費電力が大きいので、効率的な使い方を意識することで電気代を大幅に削減できます。また、省エネ基準を満たした家電を選ぶことで、消費電力を抑えることが可能になります。

環境省は、住宅の省エネ化を推進するための補助制度や、窓やドアの隙間を防ぎ、断熱材を使用したり、二重窓の設置などの住宅リフォームに対しても補助制度を設けています。

全国を見ると、独自の事業として家庭におけるエネルギーの利用に伴い、発生する温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化防止を図るため、省エネ家電等への買替え費用の補助制度を実施している自治体が増えてきています。

温室効果抑制につながる家庭におけるエネルギーの利用に伴い、発生する温室効果ガスは地球温暖化対策を図るため、省エネ家電等への買替えの一部を補助すべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 12番藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

家庭におけるエネルギー利用に伴い発生する温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化防止を図るため、省エネ家電等の交換費用の補助についてのおたがでございませす。

本村におきましては、令和2年に策定いたしました西郷村環境基本計画において、地球温暖化対策の一環として、村民が取り組める事項として冷暖房温度の適正化や省エネルギーを意識したライフスタイルへの転換などを掲げております。

さらに、令和3年度には、西郷村地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定いたしました、まずは役場庁内における省エネルギーに関する取組及び調査や実績の取りまとめを行っているところでございます。

今般ご質問いただいております一般家庭への省エネ家電への買替え推進につきましては、現時点では当村の総合振興計画などの具体的な記載がなく、直ちに村の財源をもって補助事業を執行できる状況にはございませんが、議員おたがしのとおり、地球温暖化対策の観点から省エネルギー性能の高い家電への移行を進めることや、冷暖房費の削減となる断熱窓、断熱材への改修は必要であるということ強く認識しているところでございます。

現在、村が行っている施策としましては、村健康推進課による事業ではございますけれども、高齢者世帯などへの冷暖房器具購入費助成事業実施しており、現在お住まいの住宅に冷房器具が未設置の65歳以上の非課税高齢者世帯に対する購入設置費用の一部を助成する制度を実施してございます。

現時点におきましては、この制度をご利用いただくことで、まずは冷房器具の未設置世帯に対する助成を推進して、真夏の熱中症予防対策を優先して実施しようと考えているところでございます。

なお、今後諸制度につきましては、国の交付金や関連制度の動向を注視しつつ、本村の総合振興計画や環境施策との整合性を図りながら持続可能な事業展開の可能性について、検討及び研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 家電については65歳以上の非課税世帯ということですが、これを拡大するべきではないんですか。今までのこの昨今の状況を見ると、相当なこの夏の暑さ、そういったことに対処できるように。今は生活保護世帯でもエアコンは設置することが認めているというか、そういう状況になってきていますので、ぜひこれは全村民を対象にやっていただきたいと。

その点についても、具体的な必要性を感じて、今後の話合いの中に組み込んでやっていきたいということで、その辺は理解しますけれども、この浅川町の買換え促進というのがあるんですけれども、買換え促進事業というのがありますけれども、これはもう第3弾まで行って、相当な地域活性化にもなるわけですよ。町内で買えば5万円までとか、町外で買ったやつには3万円までとか、補助金が。

そういったことで、全町民を対象にやっていますので、こういった温暖化政策も大変な状況でしょう、地球は。そういった意味ではまずできるところから、我々ができるところはやると。自治体は自治体でそういった国の補助金もあるので、そういうところを利用しながら、やっぱり村民に徹底してやっていくべきだと私は思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

実際にはやっている事業はあるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えします。

先ほど簡単に申し上げてしまいましたけれども、西郷村の地球温暖化対策実行計画事務事業編の中におきまして、役場内における省エネルギーに関する調査・検討、あと今使っているものを実質把握することによって、あ、こんなに多く使っているんだということで、省エネルギーに図ってもらうように情報共有をしていたところです。

また、この計画の中に一部庁舎ではございますけれども、グリーンカーテン事業ですとか、そういったことの取組を行っているところでございます。さらに間接的とはなってしまうんですけれども、省エネ対策の一部としまして、ごみの処理によるエネルギー負荷の低減ということを目標にしまして、生ごみ処理機等の販売・購入費を一部補助制度を実施してございます。これは令和4年から始まりまして、多くの住民に利用していただき好評いただいているところでございます。

また、本年度に関しましては、新たに電動生ごみ処理機を4台メーカーから提供いただきまして、貸出事業を無料で行っているところでございます。こちらは、先月の広報にしごとと、また、ホームページ等の更新いたしまして、ご利用の促進を図っていきたくて考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 生ごみ処理機ね、あれ、私も広報で見まして、実際環境保全課に行ってみましたが、なかなかいいものだなと。ちょっと頭、私思ったのが、かいやつがあつて、土地とかない人にはこれは無理なのかなと思つたらば、本当にコンパクトにできていて、普通の家庭でも利用できる。あれもう少し、広報すべきなの

かなと思いますので、そういったところから我々は参加していかなければいけないと思います。

さらには、蛍光管と蛍光ランプ、これ2027年度末で生産が終了します。こういったことを村民に対して、計画的にLED照明に更新するようもう少し周知すべきではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） お答えいたします。

蛍光灯及び蛍光ランプにつきましては、国際条約水銀に関する水俣条約に基づきまして、2027年末をもって国内における製造が終了することになっております。このため、今後は新品の蛍光灯入手が困難となりまして、実質LED照明の移行が不可避となったことでございます。

本村といたしましては、村民の皆様に対しまして、広報紙やホームページ等を通じまして、蛍光灯の生産終了をはじめ、水銀を使用する製品の段階的な製造終了に伴う廃棄物の処理の重要性について、重点的に周知してまいりたいと考えております。特に蛍光灯、水銀体温計、電池などは破損や漏洩などにより、環境に影響を及ぼす可能性があるため、村のごみ分別ルール指定回収方法を守って排出いただくことが重要となっております。

なお、蛍光灯など照明器具の更新に関しましては、直ちに義務ということではなく、すぐには買換えを求めることではないことをさらに明確に周知するとともに、既にお手元にある蛍光灯の在庫を活用いただけることを周知していきたいと思っております。誤解により未使用の蛍光灯を廃棄してしまう、結果的に環境悪化が増加することがないように、商品ロスが起こらないよう適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 一気に、これはお金かかることなので、買い換えるということは大変だと思うんです。またこういったところにも助成金を出すということで、検討していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで、議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案9件が追加提案されました。

お諮りいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案を配付しますので暫時休議いたします。
(午後3時17分)

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。
(午後3時18分)

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。
(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第73号～議案第81号）

○議長（真船正晃君） ただいま追加提案されました議案9件につきましては、日程第1の次に追加日程第1、議案第73号から、追加日程第9、議案第81号とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日、追加提案いたしますのは、議案第73号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」ほか、条例の一部改正3件、令和7年度西郷村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の補正予算5件の計9議案でございます。

議案第73号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」であります。議会議員の期末手当について一般職の職員に準じ、支給率を引き上げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第74号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」であります。村長等の期末手当について、一般職の職員に準じ支給率を引き上げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第75号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。職員の給与について、福島県人事委員会の勧告により、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第76号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」であります。会計年度任用職員の給与及び勤務条件について、一般職の職員に準じ所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第77号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第6号）」についてで

ありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億860万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億1,660万8,000円とするものがあります。今回の補正予算につきましては、福島県人事委員会勧告に基づき、議会議員、村長と職員及び会計年度任用職員の給料額並びに報酬額の改定を行う人件費の補正と、物価高対応子育て応援手当支給事業に必要な予算を計上しております。

次に、議案第78号から議案第81号までの特別会計及び公営企業会計の補正予算につきましても、それぞれの事業目的達成のため、所要の補正を行うものであります。

以上、本日提案いたしました議案の対応について、ご説明させていただきました。細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の上ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正晃君） 次に、議案第73号から議案第76号に対する細部説明を求めます。

総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第77号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第78号に対する細部説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 次に、議案第79号から議案第81号に対する細部説明を求めます。

上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 以上で細部説明が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ここで昨日の一般質問で13番上田秀人議員から資料請求のありました資料につきまして、皆さんに配付したいと思います。

暫時休議いたします。

（午後3時44分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後3時45分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、12月11日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時45分）

